

午前 9時30分開会

---

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（片柳悦夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第4回昭和村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早速ご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、萩原代表監査委員におかれましてもご出席をいただきまして、併せてお礼を申し上げます。

9月に入り、朝晩は大分涼しくなりましたが、まだまだ暑い日が続いております。

また、最近では新型コロナウイルス感染症も増加しておりますので、体調管理にはご留意ください。

さて、コロナ禍で活動が制限されておりましたが、感染症も今年5月に季節性インフルエンザと同じ5類へ移行され、友好姉妹都市でもありますアメリカ・イーグルポイント市より、5年ぶりに7月の記念式典に招待され、堤村長ほか議員11名で表敬訪問をしてまいりました。

イーグルポイント市では、記念式典への参加や市役所、消防署などを視察させていただき、キャシー市長をはじめマイケル議長や議員の方々、昭和村とゆかりのある方々と親交を深めてまいりました。

また、9月28日には、イーグルポイント市から来村されるということで、大変楽しみにしております。

さて、本県におきましては、7月23日開票の県知事選挙では山本知事が再選され、子育て支援や医療費の強化など「県民の幸福度の向上を目指す」とありました。

最近の経済状況は、原材料の高騰、円安等の影響による物価高やガソリンの全国平均価格が過去最高まで値上がりするなど、住民への経済負担が増大しております。山本知事には県民が一日でも早く安心して安定的な生活が送れ、県民の幸福度が高まるような政策を期待しております。

次に、諸般の報告を申し上げます。

閉会中は議員各位におかれましては、各般にわたり活発な議員活動を展開していただき、村政の推進にご尽力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

さて、6月13日、6月定例会最終日でしたが、昭和村PTA連絡協議会総会が開催され、出席してまいりました。

26日は、イーグルポイント市から中学生、高校生、マイケル議長などが来村され、歓迎会に議員全員が出席してまいりました。

7月3日から7日まで、村長はじめ議員11名、事務局3名で、5年ぶりとなりますが、友好姉妹都市でもありますアメリカ・イーグルポイント市へ表敬訪問を行いました。

12日は、村づくり協力委員会と合同で毎年実施している花いっぱい運動を行い、終了後には農業委員会と村有林の下草刈りを行いました。

翌13日は、関東農政局長講演会、意見交換会が開催され、出席してまいりました。

15日は、友好交流協定を結ぶ玉村町の花火大会に招待され、議員全員で参加いたしました。

31日は、中学生海外交流事業壮行会が開催され、文教産健常任委員が出席し、激励してまいりました。

8月1日は、国道17号綾戸バイパス建設促進期成同盟会総会に文教産健常任委員長と出席してまいりました。

10日には、横浜市・山中市長、瀬之間議長へ村長と表敬訪問をしてまいりました。

25日は、利根沼田正副議長研修会、意見交換会が開催され、副議長と出席し、有意義な意見交換が行われました。

30日は、昭和村小中学校建設委員会が開催され、文教産健常任委員が出席し協議してまいりました。

9月3日には、4年ぶりの開催となる第47回壮年ソフトボール大会の開会式に出席してまいりました。

さて、本定例会におきましては、議案10件、認定6件、報告3件、合計19件の議案が村長より提出されております。あわせて、教育長から令和4年度教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書が提出されております。

決算につきましては、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、村民に代わって行政効果を評価する極めて重要な意味があります。

また、審査の結果は、翌年度の予算編成や行政執行に生かされるよう努力すべきであります。

いずれにしましても、村政運営上、大変重要な案件であります。議員各位におかれましては、慎重審議の上、円満な中で終了できますようお願い申し上げ挨拶いたします。

---

### ◎開会の宣告

○議長（片柳悦夫君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

ただいまから令和5年第4回昭和村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎村長挨拶及び行政報告

○議長（片柳悦夫君） 村長挨拶及び行政報告をお願いいたします。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第4回議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席を賜り、開会できますことに心から感謝を申し上げます。

さて、暦の上では9月になりましたが、まだまだ暑い日が続いております。気象庁の発表によりますと、今年は7月22日頃に関東甲信越地方が梅雨明けとなりました。その後、本格的な夏を迎え、群馬県前橋市では今年度になってからの猛暑日は34回目となり、観測史上最多であった2018年度を超えたとのことです。これは、各メディアでは「災害級の暑さ」との見出しで報じていますが、まさにそのとおりだと思います。

さらに、梅雨明け以降はまとまった降雨も少なく、新潟県では水田に水が供給できず、収穫前のコシヒカリが枯れる現象が起きており、利根川水系にある9つのダムの貯水量が平年を下回っているとのことで、東京都では、都民に対し節水の協力を呼びかける事態となっております。昭和村でも農作物の生育に影響が出ておりますので、早くに猛暑が落ち着くことを切に願うものであります。

ところで、7月23日に群馬県知事選挙の投票が行われました。選挙結果については、現職であります山本一太知事が再選されました。

山本知事のコメントでは、「これまでは新型コロナウイルスなどの脅威から守りの4年間だった。次は攻めの4年間にしたい」との発言がありました。知事の公約として、子育て支援強化、企業集積、林業振興や有機農業推進等を掲げております。1期目以上に市町村との連携を密にさせていただき、群馬県の魅力を県内外へと発信しつつ、県政運営に邁進していただきたいと思っております。

また、国政に目を向けますと、岸田総理大臣が9月にも経済対策の策定を指示する意向との報道がありました。ガソリン等の燃料油の高騰対策をまとめた上で、電気・ガス料金への対応も含めた経済対策を検討しているとのことです。

ほかに、賃上げなど、人への投資や先端分野での設備投資を促し、経済成長を加速させる考えを明らかにしました。具体的な補正額等は不明ですが、村としましても常に情報収集を行い、対応していきたいと考えております。

それでは、6月議会定例会以降の行政報告をいたします。

6月19日から21日にかけて、関東町村会による行政視察があり、参加してまいりました。岡山県西粟倉村では脱炭素の取組を、奈良県明日香村ではタクシー車両を利用したデマンド交通を視察してまいりました。

26日には、イーグルポイントから来村したマイケル・スタネック議長や、10人の中学生、高校生たちを昭和村に迎え、歓迎会を開催いたしました。

29日には、例月出納検査を行い、6月議会で承認をいただきました萩原正樹氏を代表監査委員に迎え、検査を実施いたしました。

7月3日から議員の皆さん、また職員とアメリカ・イーグルポイント市を表敬訪問いたしました。コロナ禍以降で初めての海外訪問となりましたが、今後、さらなる友好交流関

係を発展させていきたいと考えております。

12日には、村づくり協力委員会の花いっぱい運動に参加し、同日、議会・農業委員会の皆さんと下草刈り作業を行い、総合運動公園周辺の美化活動に汗を流しました。

13日には、関東農政局・信夫局長と意見交換をしてまいりました。農業立村である昭和村の現状、今後の展望等を述べさせていただき、非常に実りある意見交換になったものと思います。

14日には、昭和の秋まつり実行委員会が開催され、実に4年ぶりとなる開催に向けて協議をいたしました。

15日には、友好交流協定を結ぶ玉村町の花火大会に、8月12日は、災害時相互応援協定を結ぶ茨城県取手市の花火大会にお招きいただき、夜空を彩る美しい花火に魅了されました。

7月26日には、利根郡町村会長として、利根郡自治功労者表彰及び永年勤続功労者表彰式に出席し、本村職員のうち、勤続30年が6名、20年が3名、10年が4名を表彰させていただきました。引き続き職務に邁進していただければと思います。

8月1日には、国道17号綾戸バイパス建設促進期成同盟会総会に議長、文教産建常任委員長とともに出席してまいりました。一部工事が始まっておりますが、早期開通に向け、関係機関に働きかけをしていきたいと考えております。

27日には、2回目となります「よしもとお笑いライブ」が開催されました。

30日には、昭和村統合小中学校建設委員会が開催されました。なお、会議内容につきましては、会期中の全員協議会で説明させていただきます。

9月3日には、4年ぶりの開催となる、第47回壮年ソフトボール大会の開会式に出席いたしました。

さて、本定例会にお願いをいたします案件につきましては、議案では、条例制定1件、条例改正1件、人事案件1件、協定の一部変更1件、補正予算3件、契約締結案件3件、そして、令和4年度の決算認定6件、報告3件をご審議いただくものであります。

決算認定につきましては、決算審査意見書を踏まえた中で、議員各位からご意見をいただき、今後の事業執行や来年度の予算編成に反映させていきたいと考えております。

十分ご審議をいただき、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げ、開会に

当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片柳悦夫君） 日程第1、会議録署名議員は、会議規則127条の規定により、議長において、9番議員、林幸司君、10番議員、加藤生君を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（片柳悦夫君） 日程第2、会期の件についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5日より15日までの11日間とし、この間、十分議会活動をしていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、会期は本日より15日までの11日間と決定いたしました。

---

◎日程第3 議案第38号 昭和村犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（片柳悦夫君） これより議案審議に入ります。

日程第3、議案第38号 昭和村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第38号 昭和村犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、村、村民、事業者等の責務を明らかにするとともに、支援施策の基本となる事項を定め、支援を総合的に推進するための

ものであります。これにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減並びに権利利益の保護を図り、もって村民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、条例を制定するものであります。

村としましては、この基本理念に基づき、犯罪被害者及びその家族また遺族が再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、支援施策を実施してまいりたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第38号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

---

#### ◎日程第4 議案第39号 昭和村税条例の一部を改正する条例について

○議長（片柳悦夫君） 日程第4、議案第39号 昭和村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第39号 昭和村税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方税法第343条第10項の規定を適用するため、昭和村税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容であります。固定資産税の家屋の課税に当たり、電気設備、給排水設備、空調設備、外壁、内装など、家屋と構造上一体をなしている附帯設備については、家屋の一部として家屋の所有者に課税されますが、貸店舗など家屋を借り受けて事業をする者が、自らの事業を営むため当該家屋に取り付けた附帯設備は、特定附帯設備として取り付けた

者を所有者とみなし、家屋ではなく償却資産として固定資産税を課することができるようにするものであります。

以上が、昭和村税条例の一部を改正する条例の内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第39号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第5 議案第40号 昭和村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（片柳悦夫君） 日程第5、議案第40号 昭和村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第40号 昭和村固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件につきましては、横坂先夫氏が本年10月29日をもって任期満了となるため、経験、知識ともに豊富である同氏を再選したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期については、令和5年10月30日から3年間となります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第40号 昭和村固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（片柳悦夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第41号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更について

○議長（片柳悦夫君） 日程第6、議案第41号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第41号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の協定は、令和2年度に締結した定住自立圏形成協定の生活機能の強化に係る政策

分野における医療の項目について、地域医療体制の維持・充実に向け、周産期医療をはじめとする病院等の維持費等の支援など必要な事業に取り組むため、本協定の一部を改正するものであります。

今般、沼田市と協定改定の協議が調ったことから、定住自立圏形成協定を改正することについて、昭和村議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第41号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第7 議案第42号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第7、議案第42号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第42号 令和5年度昭和村一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入・歳出それぞれ5億625万1,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、54億4,256万円とするものであります。

まず、歳入であります。11款地方交付税は、普通交付税の交付額の確定により、7,377万円の増額となります。

15款国庫支出金2項国庫補助金は、コロナワクチン接種体制確保事業補助金の追加によ

り、100万円の増額となります。

16款県支出金3項県委託金は、群馬県議会議員選挙市町村交付金の減により、426万3,000円の減額となります。

18款寄附金は、ふるさと納税の寄附実績に合わせて1億7,000万円の増額となります。

19款繰入金は、歳出の増減に合わせて財政調整基金繰入金が2,932万2,000円の減額、返礼品事業及び畜産農家応援事業支援金で活用するため、緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が2億8,423万2,000円の増額となります。

21款諸収入は、令和4年度の群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金の事業費確定による返還金及び後期高齢者医療保健事業受託収入の追加により、973万7,000円の増額となります。

22款村債は、臨時財政対策債の額の確定により、109万7,000円の増額となります。

次に歳出であります。2款総務費1項総務管理費は、1目一般管理費、ふるさと納税の返礼品事業や犯罪被害者等見舞金の追加等により、2億7,510万1,000円の増額、3目財政管理費は、ふるさと納税の積立てにより、1億7,000万円の増額、6目企画費は、総合行政ネットワーク回線等使用料やイーグルポイント交流事業負担金の追加により、296万5,000円の増額となります。

2項徴税费は、法人村民税の還付金の増加に伴い、400万円の増額となります。

3項戸籍住民基本台帳費は、マイナンバー統合端末等の購入費として146万1,000円の増額となります。

4項選挙費は、群馬県議会議員選挙が無投票であったため、434万1,000円の減額となります。

3款民生費1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費で昭和の湯の配管の弁交換費用の追加等により、189万3,000円の増額、2目老人福祉費は、在宅福祉事業費補助金返還金により8万8,000円の増額、6目後期高齢者医療費は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業を行うため、事務費繰出金として30万1,000円の増額となります。

2項児童福祉費は、2目児童措置費で、認可外保育所の利用者が増えたことなどにより、97万7,000円の増額、3目保育園費は、調理用冷蔵庫の故障に伴う買換え費用として、50万円の増額となります。

4款衛生費1項保健衛生費は、2目予防費で、コロナワクチン接種事業秋接種の接種券や封筒の作成費で100万円の増額、5目保健センター管理費は、照明器具の故障に伴う修繕費用やトイレ改修工事費の増加により、91万2,000円の増額となります。

6款農林水産業費1項農業費は、飼料価格の高騰に伴う畜産農家への支援事業として、1,200万円の増額となります。

2項林業費は、有害鳥獣事業におけるパトロール用マグネットの購入費や管理用道路の整備費として、96万7,000円の増額となります。

7款商工費2項観光費は、利根沼田地域定住自立圏形成協定に基づく観光資源の発掘や地場産品の開発に伴う負担金として、25万円の増額となります。

8款土木費1項道路橋梁費は、1目道路橋梁総務費で、職員のチェーンソー講習の受講料値上がり分等の追加により、2万8,000円の増額、2目道路維持費は、赤城北ろく土地改良区の石綿管布設替えが完了した七曲赤谷線の舗装工事費として、3,500万円の増額となります。

4項建築費は、住宅リフォーム補助金の申請件数の増により、200万円の増額となります。

10款教育費3項中学校費は、柔道部の関東大会及び全国大会の出場に伴う補助金として、72万円の増額、5項社会教育費は、全日本中学女子軟式野球大会への出場に伴う補助金として、42万9,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします一般会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第42号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第8 議案第43号 令和5年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（片柳悦夫君） 日程第8、議案第43号 令和5年度昭和村介護保険特別会計補正

予算（第1号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第43号 令和5年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、お願いをいたします補正予算は、歳入・歳出それぞれ656万9,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、8億4,982万4,000円とするものであります。

まず、歳入であります。1款保険料1項介護保険料は、現年度分特別徴収の保険料の増収が見込まれるため、100万円の増額となります。

9款繰入金2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金で、556万9,000円の増額となります。

次に歳出であります。2款保険給付費5項高額医療合算介護サービス等費は、高額医療合算介護サービス費の増加が見込まれるため、50万円の増額となります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、前年度支払基金交付金の精算に伴う返還金で、606万9,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします介護保険特別会計補正予算の内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第43号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第9 議案第44号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について

○議長（片柳悦夫君） 日程第9、議案第44号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第44号 令和5年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、お願いをいたします補正予算は、歳入・歳出それぞれ30万1,000円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、1億272万4,000円とするものであります。

まず、歳入であります。2款繰入金1項一般会計繰入金は、特別会計事務費繰入金が、30万1,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費1項総務管理費は、後期高齢者医療広域連合の受託事業である、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業に伴う講師謝金等の追加により、30万1,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします後期高齢者医療特別会計補正予算の内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第44号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第10 議案第45号 昭和村消防団第4分団ポンプ車購入契約の締結について

○議長（片柳悦夫君） 日程第10、議案第45号 昭和村消防団第4分団ポンプ車購入契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第45号 昭和村消防団第4分団ポンプ車購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村消防団第4分団のポンプ車の購入契約を締結するためのものであります。

8月28日に指名競争入札を実施し落札業者が決定したため、この契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当することから、議会の議決をお願いするものであります。

第4分団のポンプ車は、平成15年に購入して以来、地域防災を担う車両として運用されてきましたが、運用開始から20年余りが経過し、経年劣化が見られる状況となっております。

このため、火災をはじめとした様々な災害から村民を守るため、最新の機能を有した車両に更新し、年度内の配備を目指し、事業を進めていきたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第45号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第11 議案第46号 昭和村消防団第8分団ポンプ車購入契約の締結について

○議長（片柳悦夫君） 日程第11、議案第46号 昭和村消防団第8分団ポンプ車購入契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第46号 昭和村消防団第8分団ポンプ車購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村消防団第8分団のポンプ車の購入契約を締結するためのものであります。

8月28日に指名競争入札を実施し落札業者が決定したため、この契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当することから、議会の議決をお願いするものであります。

第8分団のポンプ車は、平成15年に購入して以来、地域防災を担う車両として運用されてきましたが、運用開始から20年余りが経過し、経年劣化が見られる状況となっております。

このため、火災をはじめとした様々な災害から村民を守るため、最新の機能を有した車両に更新し、年度内の配備を目指して、事業を進めていきたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第46号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

---

◎日程第12 議案第47号 昭和村消防団第3分団小型ポンプ車購入契約の締結について

○議長（片柳悦夫君） 日程第12、議案第47号 昭和村消防団第3分団小型ポンプ車購入契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 議案第47号 昭和村消防団第3分団小型ポンプ車購入契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村消防団第3分団の小型ポンプ車の購入契約を締結するためのものです。

8月28日に指名競争入札を実施し落札業者が決定したため、この契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当することから、議会の議決をお願いするものであります。

第3分団の小型ポンプ車は、平成15年に購入して以来、地域防災を担う車両として運用されてきましたが、運用開始から20年余りが経過し、経年劣化が見られる状況となっております。

このため、火災をはじめとした様々な災害から村民を守るため、最新の機能を有した車両に更新し、年度内の配備を目指し、事業を進めていきたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま説明のありました議案第47号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

午前10時50分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時33分休憩

午前10時49分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第13 認定第1号 令和4年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第14 認定第2号 令和4年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第15 認定第3号 令和4年度昭和村簡易水道事業特別会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第16 認定第4号 令和4年度昭和村農業集落排水事業特別会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第17 認定第5号 令和4年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について

◎日程第18 認定第6号 令和4年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定について

○議長（片柳悦夫君） 日程第13、認定第1号 令和4年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第13、認定第1号から日程第18、認定第6号までは関連がございますので、一括して議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、日程第13、認定第1号 令和4年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定について、日程第14、認定第2号 令和4年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第15、認定第3号 令和4年度昭和村簡易水道事業特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第16、認定第4号 令和4年度昭和村農業集落排水事業特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第17、認定第5号 令和4年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について、日程第18、認定第6号 令和4年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定についてを一括議題といたします。

○議長（片柳悦夫君） 職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 認定第1号から第6号、認定第1号 令和4年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定から、認定第6号 令和4年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定まで、一括上程のお許しをいただきましたので、一括して説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和4年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定についての説明を申し上げます。

昭和村では厳しい財政運営を迫られる中、健全な財政運営と村民への質の高いサービスの提供を目指し、第5次総合計画に掲げた「みんなでつくろう 元気な昭和村」という将来像の実現に向け、村づくりを推進してまいりました。

そして、本村における自主財源の構成比は54.8%となり、新庁舎建設に伴う基金の繰入れが増加したことにより前年度を5.6ポイント上回りました。

依存財源の構成比は45.2%となり、そのうち、地方交付税が全体の22.9%を占め、依然として依存財源に頼らざるを得ない状況であることに変わりはありません。

さて、令和4年度一般会計の決算の状況ですが、歳入総額は76億5,382万3,000円で、前年度比10.3%の増、歳出総額は71億6,244万5,000円で、前年度比12.5%の増であります。

一般会計の歳入全体を項目別に見ますと、村税は12億5,593万8,000円で、前年度比1.0%の増であります。主な要因としては、企業の収益が伸びたことにより法人住民税が増加したためであります。

地方交付税は、17億5,212万9,000円で、前年度比1.0%の減であります。

国庫支出金は、5億1,895万6,000円で、子育て世帯への臨時特別給付金事業国庫補助金の減少などにより、前年度比5.9%の減であります。

県支出金は、3億4,245万円で、小規模農村整備事業補助金の増加などにより、前年度

比4.2%の増であります。

財産収入は、8,177万6,000円で、関屋工業団地内の土地の売却等により前年度比71.3%の増であります。

寄附金は、10億4,506万5,000円で、前年度比3.9%の増となりました。キヤノン電子の工場で作られているバルミューダ製の扇風機とデスクライトの人気の高き、ふるさと納税の寄附額が増加したことによるものであります。

繰入金は、14億8,676万円で、前年度比99.4%の増となりました。主な要因は、新庁舎の建設に伴い、庁舎整備基金の繰入金が増えたことによるものであります。

諸収入は、3,521万7,000円で、吹張地区住民センターの建設に伴う自治総合センターコミュニティ助成金の減少等により、前年度比49.2%の減であります。

村債は、5億651万8,000円で、臨時財政対策債の借入額の減少などにより、前年度比4.5%の減であります。

次に、歳出を性質別に見ますと、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費は、合わせて16億1,612万7,000円で、前年度比5.0%の減であります。

このうち人件費は、8億3,038万1,000円で、前年度比1.7%の増であります。

扶助費は、5億1,981万9,000円で、子育て世帯への臨時特別給付金事業の減少などにより、前年度比16.1%の減であります。

公債費につきましては、財政支援、いわゆる交付税措置のある地方債が大半を占めておりますが、後年度において支出が伴うことから、返済計画を十分に考慮しながら適切な借入れを行っております。

令和4年度は、2億6,592万7,000円で、前年度比0.6%の増となりましたが、これは、令和2年度に借り入れた臨時財政対策債などの償還が始まったことによるものであります。

投資的経費の中で普通建設事業費は、16億7,243万円で、前年度比100.1%の増であります。このうち、補助事業費は5,100万円で、前年度比16.4%の減であります。主な要因は、橋梁補修工事が終了したためであります。

単独事業費は、15億7,541万6,000円で、前年度比105.0%の増であります。主な要因は、役場新庁舎の建設工事を行ったことによるものであります。

需用費、役務費、委託料等を合わせた物件費は、8億3,016万円で、前年度比12.5%の

増となります。これは、橋梁点検委託料の増加などによるものであります。

負担金、補助金、交付金等を合わせた補助費は、9億8,626万2,000円で、前年度比0.4%の増であります。これは、利根沼田広域圏の負担金が増加したことなどによります。

繰出金は、6億2,475万3,000円で、前年度比2.8%の増であります。これは、簡易水道事業及び農業集落排水事業の基本料金などの減免の継続と、南部簡易水道さく井工事及び糸井・三ツ谷処理施設改修工事の地方債の償還が始まったことにより、繰出金が増加したものであります。

令和4年度は、ロシアのウクライナ侵攻や原料価格の高騰、円安などの影響による物価高騰や電気料の高騰など、住民生活や事業者への経済的負担が大きくなりました。

こうした中、本村では、住民生活の負担軽減を図るため、上下水道の基本料金等の減免や給食費の減免、農業者に対する原油価格や農業用資材の高騰に伴う支援など、村独自の施策を展開してまいりました。

また、議会や住民の皆様と協議、検討し重ねてきた役場新庁舎の建設においては、ご理解、ご協力をいただきながら、令和5年1月に予定どおり完成し、備品等の搬入や移転作業を経て、5月8日から新庁舎での業務を開始いたしました。

ふるさと納税については、昨年度に引き続き、全国より10億円以上のご寄附を頂いたことに感謝を申し上げますとともに、この寄附金を有効活用し、本村の活性化等を図るべく事業を進めてまいります。

以上、令和4年度一般会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第2号 令和4年度昭和村国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定についての提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、平成30年度に大幅な制度改正がなされ、財政運営においては群馬県が中心的な役割を担うとともに、市町村は、資格管理や保険給付、保険税の賦課、徴収を担当し、現在に至っているところであります。

まず、歳入であります。総額は12億5,675万6,000円で、前年度比4.3%の減であります。主な要因は、令和4年度の医療費が減少したことにより、県補助金が7億3,257万円で、前年度比10.4%の減となったことなどによるものであります。

次に、歳出であります。総額は11億8,699万8,000円で、前年度比5.0%の減となって

おります。

主な要因につきましては、2款保険給付費が6億9,930万6,000円で、医療費の減少により、前年度比11.2%の減となったことなどによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額6,975万8,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和4年度国民健康保険特別会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第3号 令和4年度昭和村簡易水道事業特別会計歳入・歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

簡易水道事業につきましては、地域住民の生活に必要な水道水の安全性確保や安定供給を目的に、事業の円滑な運営を図るため、運営協議会を諮問機関として、長期的な展望に立ち、水道施設の整備等を実施してまいりました。

まず、歳入であります。総額は1億8,071万円で、前年度比41.7%の減であります。これは、令和3年度で完了した、南部簡易水道さく井工事に伴う村債が減少したことによるものであります。

次に、歳出であります。総額は1億7,133万円で、前年度比40.9%の減であります。

主な要因は、令和3年度で完成した、南部簡易水道さく井工事に伴う一般改良工事費が減少したことによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額938万1,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和4年度簡易水道事業特別会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第4号 令和4年度昭和村農業集落排水事業特別会計歳入・歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、農業集落排水事業は、生活排水を管路により汚水処理施設に集め、集合処理による汚水浄化を実施し、その後、放流するものであります。

現在4地区の処理場が稼働しており、接続率は全体で83.8%となっております。

また、赤城高原地域は、住居が点在しているため、平成13年度から戸別浄化槽事業によ

り、合併処理浄化槽を市町村整備型により推進しております。令和4年度末現在で424基を設置し、うち414基が使用されております。

まず、歳入であります。総額は3億2,194万9,000円で、前年度比25.8%の減であります。主な要因は、令和3年度で終了した農山漁村地域整備交付金機能強化事業の交付金と村債が減少したことによるものであります。

次に、歳出であります。総額は3億1,260万8,000円で、前年度比25.8%の減であります。主な要因は、令和3年度で終了した糸井・三ツ谷地区処理施設機能強化事業の工事請負費が減少したことによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額934万1,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和4年度農業集落排水事業特別会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第5号 令和4年度昭和村介護保険特別会計歳入・歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険事業においては、令和3年度から令和5年度の3年間の計画である、第8期昭和村介護保険事業計画に基づいて、適切な事業運営を行っているところであります。

また、介護保険サービスを利用する際は、かかった費用のうち一定割合の額を利用者が負担し、残りの額は介護保険給付費で負担しております。

それでは、令和4年度介護保険特別会計の決算状況について説明をさせていただきます。

まず、歳入であります。総額は9億300万9,000円で、前年度比4.2%の増であります。主な要因は、11款繰越金で、前年度繰越金が増加したことによるものであります。

次に、歳出であります。総額は8億1,343万4,000円で、前年度比3.8%の増であります。主な要因は、7款諸支出金で、令和3年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金が増加したことによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額8,957万5,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和4年度介護保険特別会計歳入・歳出決算認定についての説明とさせていただきます。

次に、認定第6号 令和4年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定の説明を申し上げます。

本会計につきましては、75歳以上の方を対象とした医療保険制度となっています。

なお、事業主体は群馬県後期高齢者医療広域連合で、村は主に窓口業務を担当しております。

まず、歳入であります。総額は9,633万3,000円で、前年度比10.5%の増となっております。主な要因は、被保険者数の増に伴い、1款後期高齢者医療保険料が6,815万7,000円で、前年度比10.1%の増となったことによるものであります。

次に、歳出であります。総額は9,499万5,000円で、前年度比10.1%の増となっております。主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金が9,037万5,000円で、前年度比10.6%の増になったことによるものであります。

なお、歳入・歳出の差引額133万7,000円につきましては、全額、翌年度への繰越金とさせていただきます。

以上、令和4年度 後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定の説明とさせていただきます。

認定第1号 令和4年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定から、認定第6号 令和4年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定までの説明を終わりますが、十分ご審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（片柳悦夫君） ただいま、村長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、認定第1号 令和4年度昭和村一般会計歳入・歳出決算認定についてから、認定第6号 令和4年度昭和村後期高齢者医療特別会計歳入・歳出決算認定については、監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、報告をお願いいたします。

代表監査委員、萩原正樹君。

〔代表監査委員 萩原正樹君発言〕

○代表監査委員（萩原正樹君） 監査委員の萩原でございます。議長よりご指名をいただきましたので、令和4年度昭和村一般会計及び特別会計歳入・歳出決算の審査結果をご報告申し上げます。

村長から審査に付された令和4年度昭和村一般会計及び特別会計歳入・歳出決算書、事

項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等について、関係法令に基づき決算計数と関係書類を審査いたしました。

また、各担当職員から説明を受け、決算書式の適否及び計数の正否を確認し、予算執行状況についても審査も行いました。

その結果、決算書及び事項別明細書等はどれも関係法令に準拠し、かつ前年度の会計と同一基準で作成されており、計数も関係書類と正確に符合し、決算内容も適正であると認めました。

また、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めましたので、その旨の審査意見書を村長宛て、8月28日に提出いたしました。審査意見書で述べておりますが、収支状況、決算及び地方債残高の状況等が示すとおり、財政運営は健全であり評価できるものがあります。

また、財政の健全化判断比率等に関する審査結果についても、適正である旨の意見書を併せて提出いたしました。詳細につきましては各意見書をご参照ください。

令和4年度の事務事業では、新型コロナウイルスの影響により、事業の縮小、中止、自粛など前例のない対応を余儀なくされ、事業運営に大変苦慮されたことが理解できました。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、村独自の住民支援事業は、電力・燃料の価格高騰支援給付金、上下水道料金や給食費の減免など、各課総力を上げて迅速に対応していただき、住民支援に大いに寄与する事業になりました。

さて、最近の経済情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、原料価格の高騰、円安等の影響による物価高や電気料金の高騰など、国民への経済負担が顕著に増大し、厳しい状況が続いております。明るい兆しがなかなか見えない中、今後は今までどおりの財源確保は厳しくなることも予想されます。

そうした中、ふるさと納税については、2年連続で10億を超える寄附を頂いており、大変貴重な財源となってきました。村の活性化や各種振興策の推進に有効活用していただきたいと思います。

また、今後の財政運営については、確度の高い中期財政見通しを立て、歳入面では自主財源である村税や特別会計の料金収入などについて諸施策を施し、安定財源の確保に努めていただきたいと思います。税金等の滞納対策は、各課連携を密にして、回収促進に努めていただき

たいと思います。

歳出面では、引き続き効率的かつ効果的な予算執行を行っていただきたい。限られた財源ですが、創意工夫を凝らし、村民へのさらなるサービス向上に努めていただきたいと思います。

以上、決算審査の結果を申し上げましたが、私ども監査委員は地方行政に対する村民からの信頼を高めるため、例月出納検査をはじめ、8月の決算審査及び10月の定例監査を通じて、公正かつ効率的な行財政運営がなされているかを検証し、村民の期待に応えるべく、引き続き監査業務に万全を期する所存であります。

本村は健全な行財政運営がなされておりますが、これは村民はもとより、行財政に関わる諸先輩方皆様のご努力の賜物であると深く感謝申し上げます。

地方を取り巻く社会、経済情勢は目まぐるしく変化し、かつ厳しい状況下ではありますが、今後も村当局と議会の皆様がさらに一体となって、村民の意向に沿った特色ある村づくりを期待しております。

最後に、議員の皆様及び執行部の皆様の監査業務に対するご理解とご協力をお願い申し上げます、令和4年度昭和村決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） ただいま、代表監査委員、萩原正樹君から決算審査の報告がなされました。

これより総括質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、9番議員 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 決算認定について施策を総括し、来年度の予算編成や今後の行政運営に活かしていただきたいという立場から、総括的に質疑を行います。

最初に18年連続の大幅な黒字決算について伺います。

毎年、枕言葉のように厳しい財政運営を迫られる、その理由として依存財源に頼らざるを得ないからと言われます。地方交付税は地方自治体の固有財源で、本村では22.9%を占めていますが、用途を制限されない自由に使えるお金です。自主財源54.8%と合わせると77.7%、ラッキーセブンとなります。

最初に、77.7%は全市町村の平均と比較してよいほうなのか、悪いほうなのか説明を求めます。

2つ目、新庁舎建設という大事業がありましたが、決算全体では基金、貯金と借金地方債の増減、決算剰余金などを考慮すると、単純に7億8,000万円弱の黒字決算となりました。18年間連続で大幅な黒字決算が続いていると理解していますが、間違いありませんか。補足説明を求めます。

3つ目、全国的にもそうではありますが、県内では27の市町村が貯金より借金が多いというのが現実です。住民1人平均の実質貯金、借金額を比較してみました。資料に添付しておきましたが、昭和村は県内35市町村の中で4番目にお金持ちです。間違いありませんでしょうか。補足説明を求めまして最初の質問とします。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 重典君発言〕

○総務課長（堤 重典君） 林幸司議員さんの18年連続の大幅な黒字決算についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の①、実財源と地方交付税の割合を足した収入総額に対する割合、77.7%は全市町村の平均と比較してよいほうなのか、悪いほうなのかについてですが、この数値については公表されていないため、他市町村とは比較することができませんが、本村の令和4年度決算では前年度と比較し、自主財源が7億8,284万6,000円増加しておりますが、庁舎建設に伴い、基金からの繰入金が増加したことによるものであり、一時的な増加であると言えます。

また、自主財源の中には寄附金も含まれており、ふるさと納税が昨年引き続き好調であったことから、繰入金、村税に次いで寄附金が3番目に高い割合を示しております。自主財源を全体的に見ますと、継続的に収入が見込まれる村税や使用料及び手数料などは、ほぼ横ばいであるため、庁舎建設の影響を受けて数値が変動しておりますが、それを除けば平年並みの財源であったこととなります。

次に、②の18年連続で大幅な黒字決算が続いていると理解して問題ないかについてですが、財政健全化比率の算定で使用している実質収支額で、決算が黒字か赤字かの判断をしております。令和4年度の決算では特別会計を含めた全会計の実質収支額を合計すると、

6億2,783万4,000円となり、全会計が黒字の決算となっております。

また、基金については、全体で1億5,764万1,000円増えております。これは庁舎の建設で取崩しを行いました、将来の学校に備え学校校舎建築基金を積み増したことや、昨年に引き続き、ふるさと納税が10億円を超え、緑の大地ふるさとしょうわ基金が増えたことによります。

地方債の元金の残高については、全会計の合計で、4,542万5,000円増加しておりますが、主な要因は庁舎建設での借入れにより、一般会計の地方債の残高が、2億4,736万3,000円増加したためであります。ご質問の18年連続の黒字で間違いないかについてですが、各年度の決算については、実質収支額が赤字にならないよう努めていることから、黒字決算が続いておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、③の昭和村は県内4番目にお金持ちかについてですが、他市町村との令和4年度決算の情報は公表されておられませんので、令和3年度決算で見ますと、本村の人口1人当たりの積立金現在高は87万2,323円で、県内35市町村中、5番目となっております。

また、本村の人口1人当たりの地方債現在高は41万138円で、県内35市町村中、18番目となっております。

近年では村債の残高よりも基金残高が上回るようになっておりますが、ふるさと納税の寄附が増えていることに加え、これから学校の整備や老朽化する公共施設の改修などが想定されていることなどから、今後、大規模な支出に備え、基金残高も増加しているところであります。

基金の中の特定目的基金は、その目的のための事業を実施する際に活用するものでありますので、今後も増え続けていくものではなくて、必要なときに取崩しを行うこととなります。必要な事業が必要なときに実施できるよう、今後も計画的な財政運営に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） ①番の全市町村との比較という話なんですけれども、全くほかの市町村と比較は無理ということで拒否されてしまったわけなんですけれども、今は公会計システムもかなり多額な予算を講じて全市町村でも整備しなさいと、いろいろ、財産も含

めた、所有財産も含めて、他の市町村との類似市町村との比較ができるようにというのが、今の国の流れであります。

ぜひ総務課としても、時間もありますから細かくは言いませんが、比較していいか悪いかということではないけれども、国がそういう形で公会計システムで、そういうのを比較しながら財政運営を取り組みなさいということも言っているわけなので、ある程度比較した形を説明できるようにしてもらいたいなど。どういう形であれ、類似市町村、全市町村と比較して、昭和村はどういうところがいいのか悪いのかというのを、公会計は公会計なんですけれども、ちゃんと答弁ができるようにしてもらいたいなということをおききたいと思います。

それから、2つ目に18年連続の黒字ということで、私は実質的な黒字がどうなのか、毎年、計算して公表させてもらってはいますけれども、今回もざっと計算して全村内に公表させてもらって、7億8,000万近い、庁舎の建設がありながら黒字という形になっています。

庁舎も17、8億円の総事業費がかかったということで、最終的な数字はまだ出ておりませんが、個人の家でいえば、17、18億円もかけてマイホームを建て替えたという大事業をやりながらですよ、総体的には黒字がずっと続いているくらいのいい状況なんです、財政状況。

ある意味では、大変ありがたい財政状況が続いているという状況なので、枕言葉のように本当に厳しい財政だからという一言で説明されてしまうと、ちょっと納得がいかないということで2つ目をお聞きしたということでもありますので、ぜひそういう点を踏まえて、今後の答弁に活かしてもらいたいと思います。

そして3つ目ですが、貯金と借金の問題、資料もつけておきましたけれども、実質的には資産も含めないと正確な数字は出ないかとは思いますが、実際の貯金と借金を比較しますと、片品村は住民1人当たり60万を超える借金、昭和村は住民1人当たり46万円の貯金、単純にはできませんが比較しますと、片品村や沼田市と比べて昭和村は住民1人当たり100万円金持ちだと。4人家族だったら400万円金持ちだという、単純に数字はなるわけなんです。

やはりリアルにそういった、片品はどうしてそうなのか、沼田はどうなのかと、別に比

較したから昭和村はどうなのではないんですけれども、行政とすると、ほかの市町村との比較も参考にする必要があるのかなと思って聞いたわけなんですけれども、総務課長の説明を聞いていると分かったような分からないような、もう少しトータルで見てどうなのか、その要因は何なのかというのは今日は分析しません。

以前にもお話し申しましたけれども、昭和村がなぜこれだけ財政状況になっているのか、いろいろな要因があるよというので、考え方を述べたこともありますけれども、そういった全体を分析した上で、村づくりの予算・決算、進めていかなければならないのではないかなということでお聞きしたわけなので、そういう立場で取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

時間もありますので、次の質問に移ります。

物価高対策、物価高騰対策について伺います。村長は村独自の施策を展開したとして、幾つかの事業を説明をされましたが、この施策の財源のうち、国の特別交付金、これが幾らで、村の一般財源、これがどのくらいだったのかというのを、この際、決算ですので、はっきり数字でお伺いしておきたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 企画課長。

〔企画課長 堤 美徳君発言〕

○企画課長（堤 美徳君） 林幸司議員さんの物価高騰対策についてのご質問にお答えをいたします。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した村独自の施策であります。上下水道基本料金の免除事業や給食費の免除事業、また、原油価格や農業用資機材等の高騰による農業者への給付金事業など、10項目めの事業を実施いたしました。

事業費、総額ですけれども、1億3,836万9,091円で、交付金限度額が1億1,846万2,000円でありました。率としましては、85.6%でありましたので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 村長の提案理由の説明を聞いていると、村独自の施策を展開したと、昭和村が独自に全部やったんだというような形の聞こえ方がしたのですけれども、財

源は85%は国からの交付金であって、村は15%しかやってないよということが明らかになりました。

で、今、農家の方も肥料が上がったり燃料が上がったり、本当に経営危機で暮らしも大変です。本当に、昭和村の今の農業情勢を見ると、昭和村始まって以来の危機的な状況じゃないかということで、るる申し上げて、もう少し村独自の財源を投入しても、この物価高騰対策事業、暮らしや営業を守る事業をやったほうがいいんじゃないかということは何度も申し上げてきました。

85%が国の事業で15%が村の事業で、これが十分だったのかどうかということを経営1年間の決算の総括として見なければいけないんじゃないかと。先ほどの村の基金や借金などの財政状況も踏まえて、昭和村、行政としてもっと何かできることがあったんじゃないか、もっと頑張るべきじゃなかったんじゃないかということを一言申し上げておきたい。

ぜひ、もう決算ですから、今年度事業、来年度事業を進めるに当たっては、もう少し頑張って、本当にいい暮らしや営業を守る事業をやってもらいたいということ。15%が村の財源じゃ十分頑張ったと私は言えないと、85%が国の財源じゃ、もっともっと頑張れたんじゃないかということをお願いしておきたいと思います。

時間もありますので、3つ目の質問に移ります。

防災対策など、ぐんま5つのゼロ宣言について伺います。

関東大震災から100年、毎年、震度4以上の大地震が33回も起こる、これは読売新聞の報道ですが、という地震大国、日本であります。大水害も増えています。

ぐんま5つのゼロ宣言の1番目、自然災害による死者ゼロです。令和4年度に実施した防災対策の諸事業について説明を求めます。

宣言2は、温室効果ガス排出量ゼロです。実施したCO<sub>2</sub>削減対策の諸事業について説明を求めます。

②県内12市町村が5つのゼロ宣言を県と同時に行い、県と足並みをそろえて施策を実施しています。本村ではこの宣言、検討されたのでしょうか。伺っておきたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 重典君発言〕

○総務課長（堤 重典君） 林幸司議員さんの防災対策など、ぐんま5つのゼロ宣言につ

いてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、①の令和4年度に実施した防災対策の諸事業につきましてですが、避難所の運営、管理体制などの強化をいたしまして、職員の招集訓練とともに避難所の設営訓練を実施し、飲料水や食料品などの災害備蓄品の更新に加え、高齢者の方のおむつや女性の生理用品等を購入いたしました。

また、地域の自主防災組織の活動を支援するための補助金を1団体、これ入原になりますが、交付いたしました。そのほか、設備に関しましては、貝野瀬地区の防災行政無線の屋外スピーカー増設を行っております。

今後、災害発生時には人的被害を防げるよう災害対策に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、産業課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 産業課長。

〔産業課長 諸田 光君発言〕

○産業課長（諸田 光君） 林幸司議員さんの実施したCO<sub>2</sub>削減対策の諸事業についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の事業としまして、道の駅めぐり一む昭和に急速充電器の設置をしております。この事業により、環境性能に優れ、災害時にも非常用電源として活用可能な車両の普及の促進につながると考えております。

なお、設置には、クリーンエネルギー自動車インフラ導入促進補助金を活用しております。

2つ目としまして、住宅用太陽光発電システム設置補助事業の実施を継続し、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図っております。

3つ目として、プラスチックごみの分別を徹底し、再資源化プラスチック資源循環の推進をするため、広報しょうわ等により周知を行っております。

4つ目として、森林整備事業のぐんま緑の県民基金市町村提案型事業や保安林リフレッシュ事業を継続して実施し、森林の有する多面的機能が損なわれないよう取り組んでおります。

以上がCO<sub>2</sub>削減対策の主な事業となりますので、よろしくお願いします。

続きまして総務課長より答弁いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（片柳悦夫君） 総務課長。

〔総務課長 堤 重典君発言〕

○総務課長（堤 重典君） 次に、②の本村で5つのゼロ宣言実施について検討されたのかについてですが、現在5つのゼロ宣言をすることについては検討しており、同宣言に関連する事業として先ほど申し上げたような事業に取り組んでおります。

近年、大型台風の襲来や大規模な地震など、地球規模の災害が増えつつあります。

また、国内の各地では集中豪雨や大型台風の襲来など未曾有の被害をもたらしており、今後においても被害の頻発化、激甚化などが予想され、未来を担う世代に影響する危険性があります。

このような中、2015年に合意されたパリ協定では、平均気温上昇の幅を2度未満とするという目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC、国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書においては、気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年に二酸化炭素実質排出量をゼロにすることが必要とされております。

このようなことから、5つのゼロ宣言につきましても、大変重要でありますので、宣言につきましても引き続き検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 群馬県のホームページには絶えず、このぐんま5つのゼロ宣言のホームページがあって、市町村の5つのゼロ宣言自治体12、名指しで全部出ています。35市町村のうち、12でまだ少ないなあと思っているんですけども、県は県だけで全部できると思っていないから、全部の市町村をいろいろなところと協力、協働して、群馬全体でCO<sub>2</sub>の削減を進めていこうと宣言の実施計画、これもかなり長い文章なので、私もざっと見ましたけれども、本当に細かなところまで計画を立てて、一歩でも二歩でもということをやっているというのは、県の計画なんかを読んでもらえば分かると思うのです。

なんで35市町村が足並みそろえて全部やらないのかなっていうんで、まだ12でしょう。昭和村も私が、県がやった後すぐ、村長、昭和村もすぐやったほうがいいよということで、一般質問をやりましたよね。あれからもう1年以上たつかなと思うんですけども、何か進んでいないと。

宣言したところは、例えば片品村は住民が主体で全行政区が防災計画を、もう行政区がつくるところまでいっている。片品村はこないだ、ゼロカーボンフォーラムというのを開いたというのが上毛新聞社さんが取り上げてくれましたけれども、そういう取り組みをやっている。新聞に出ればCO<sub>2</sub>が減るわけじゃないですけども、やっぱり取り組んでいる。

嬭恋村さんは宣言して、CO<sub>2</sub>削減で家畜のふん尿対策を村を挙げてやっているという記事もでかく出てますし、川場村さんは庁舎のCO<sub>2</sub>削減対策も報道されております。やっぱり宣言しているところは、こうやって新聞にいろいろな取組が少しでありますが出ます。

やっぱり宣言をして、じゃあ何ができるかと。いろいろなことを取り組むから新聞にも報道されるとか、新聞に出て知名度アップになるわけじゃありませんけれども、昭和村もこの問題は真剣に取り組がなされているのか疑問なので、ぜひこのCO<sub>2</sub>問題、もう少し行政の中に大きな柱にして、村の行政全体の中にどう位置づけていくかという形でやってもらいたいということで、今回、あえて一言お聞きをしたわけです。

よろしく願いをします。

時間もありますので、あと2点ばかり聞かせていただきます。

4項目め、住民基本台帳人口について、実績報告書の85ページに出ていますので、その関係について伺います。

村の人口減少について、平成の30年間は平均、年48人減だったのが、最近のこの5年間では127人減となっています。このままでは、10年後の令和15年には、昭和村の村民人口5,000人を割り込むというおそれが出てきたわけであります。

そこで伺いますが、この人口減少が加速化している要因について、どのように分析をしているのか説明を求めおきたいと思えます。

○議長（片柳悦夫君） 住民課長。

〔住民課長 小野妙子君発言〕

○住民課長（小野妙子君） 林幸司議員さんの住民基本台帳人口実績報告85ページについてのご質問にお答えいたします。

令和元年からの近年5年間について、昭和村の日本人の人口はその年によりばらつきはあるものの、林議員さんのおっしゃるとおり、平均127人ずつ減少しております。

人口が減少する要因といたしましては、出生数よりも死亡数が多くなる自然的減少と、転入者よりも転出者が多くなる社会的減少があります。

まず、自然的減少については、近年5年間の死亡者数は年間100人前後で、あまり増減はありませんが、出生者数においては、ここ3年は年間40人以下という状況であり、毎年60人前後の人口減少が見られます。

次に、社会的減少については、転出者等が190人前後、転入者等は120人前後で、毎年70人前後が減少していることとなります。このことから近年は、130人前後が毎年減少していることになり、人口減少の加速化につながっている要因であると考えられますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 決算なんで、少し10年、20年、30年というレベルで、実は今回の決算の実績報告書を見たら、前年度よりも村の総人口は増えているのですよ。何で増えたのかなと思って見たら外国人が増えちゃったから。村民は131人減ったんだけど、136、7人ですか、外国人が増えた。外国人が500人を超えたという状況の中で、外国人数まで入れた住基台帳人口で見ると増えているなというんで、それと錯覚しちゃいますよね。

なので、やっぱり外国人は、昭和村の場合、独自ですから、実習生を除いて、実質村民だけで調べてみたら、本当にびっくりしちゃったのです。平成の時代が30年間続いてきましたけれども、平均してみたら50人ぐらいしか減ってないんです、毎年。それが令和になった途端に127人ですよ、この5年間で平均が。減っているわけです。

私も本当に村づくりを一生懸命やってきたつもりでありましたけれども、本当にこれは人口減少は深刻だなと。そういったことも踏まえて、学校統廃合の問題もあるんですけども、村づくりの問題はどうしたらいいのかということ、一つ真剣に考えなければなら

ない課題なのかな、その要因をいろいろ角度から分析してみないといけないかな。少子化の問題はもちろんコロナの影響がありますから、これはもうまた、回復してもらいたいと願っているわけですけども。

村外へ転出が、毎年70人も転出が多いということにちょっとびっくりしているわけなんですけれども、よくこの辺は分析して、どうしたら少しでも流出人口を減らせるのか、出生率、出産を増やせるのか、真剣に考えていかないとならないなと思って、まず、決算、村の行政全体の中の大きな一つの大事な柱であって、人口が5,000人になったら本当にどういう村づくりになっちゃうのかということも含めて、考えなければいけないなと思って、お聞きしたわけでございます。

なかなか、即決の答えがあるわけではございませんので、時間もありますので、お昼までに終わるように最後5項目め、村づくりの思いについて、最後に村長に一言お聞きをしておきたいと思います。

今回の決算の提案説明を聞いて、私も30年から議員をやっていますので、昔の提案説明と比べると約半分以下ですよ、時間が。大分節約してくれて聞いているほうは楽になったんですけども、前は大体30分からこの倍以上の長さがありました。去年も大分短くなったなあとと思ったんですけども、また、随分、文章が短くなって、聞くほうは楽なんですけれども、中身の問題です。

やはり長さじゃなくて、決算の提案説明というのは、村長が1年間どういうことに自分の政策として思いを込めて1年間村づくりをやってきたかという、そういうことを語っていただきたいなという感じが今回率直にしたんです。一般会計が何%減ったとか増えたとかもう数字が配られているのですから、言わなくても分かります。だから、最低限のことは言わなくてはならないのですが、1年間いろいろなことを村長はやってくれたと思います。

昭和村でもデマンドバスに取り組んできたり、庁舎建設をしたり、コロナ対策をやったり、いろいろなことを一生懸命、議会も協力してやってきたわけです。そういう事業をまとめて全部決算だから説明する必要はないと思うんですよ。こういう課題があつてこういう重点項目で私は1年間、村づくりに取り組んだけれども、こういうところはよかったけれども、こういうところはちょっととか、村長が一番感じていた思いを提案説明で語って

もらいたいんじゃないかと思って、最後に村長の思いですね。決算1年間、どういう気持ちで村政運営に当たってきたかという思いを決算の説明に当たって、一言聞いておきたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林幸司議員さんの1年間の総括、村づくりの思いについてお答えをいたします。

令和4年度を振り返ると、コロナ禍にあり、併せて急激な物価高騰など、これまで経験したことのない事態の中で、通常業務に対応しながら、緊急また臨時的な業務等に職員と共に取り組んできた1年でありました。

これらの影響を受ける住民の皆様への生活や、村内事業者の皆様の実業活動を守らなければならないとの決意の下、様々な事業を展開してまいりました。その件については先ほど来、何点か説明させていただいておりますけれども、このような状況の中でも、庁舎の建設また移転やデマンドバスの導入、保育園の完全給食など、村が抱える課題にも計画に取り組み、予定どおり進めてくることができました。

そう私も考えておりますけれども、これも特に議員さんをはじめ、各会役員の皆様のご理解とご協力をいただいたことによるものだと思っております。

これからも着実に村づくりを前進させていきたいと思っておりますので、より一層のご指導とご協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林幸司君。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） 今、どこの市町村もカメラがついて、インターネット生中継なんかも沼田市なんかやっております。昭和村もカメラがついて、その気になればインターネット生中継もできるような設備は入っているわけなんですけれども、全村民にやっぱり語りかける、議員12人に語りかけるのではなくて、全村民に村長として私は1年間村民のためにこういう行政運営をやってきたよ、その結果がこの決算なんだよと私はそういう説明が少しあってもいいんじゃないかと感じたんですよ。

今回、本当に総務課長が作ったやつ、村長が自分で直さないで総務課長が作ったやつを

棒読みしただけじゃないかという感じが率直にしたので、聞いたわけなんですけれども、例えば、小学生とは言いませぬけれども、昭和中の中学生を全部前にしてこれを読み上げて、中学生の皆さん、昭和村の村政、よく分かりましたかと聞いたら、誰も分からないんじゃないですか、資料を渡したとしても。

やっぱり我々12人だけじゃなくて、全村民、子供たちも含めとは言いませんが、村長が1年間こういう形で頑張ってきたよというのを自分の言葉で少しは語ってもらいたい。

そして、来年5月は村長選挙ですから、聞いている人がそんな立派な村長じゃ来年ももう一回出て続けてやってもらいたいと思うか。私はこれ聞いただけならもう村長代わってくれと、次の別の村長に代わってくれと言いたくなるんじゃないですか。やっぱりそういうものだと思います。それが提案説明、あんまり機械的、事務的じゃないようにしてもらいたいということで、ちょっと最後、皮肉っぽくなりましたが、一言申し上げて総括質疑を終わります。

○議長（片柳悦夫君） これにて総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

決算の審査については、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） それでは異議ないものと認め、議員全員による特別委員会を設置し、審査することを決定いたしました。

設置する特別委員会の名称は、決算審査特別委員会に決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、名称は、決算審査特別委員会に決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長による指名推選としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、議長によって指名いたします。

委員長に、10番議員、加藤生君、副委員長に、5番議員、林勝美君を指名いたします。

それでは、特別委員会委員長に挨拶をお願いします。

決算審査特別委員会委員長 加藤生君。

〔決算審査特別委員会委員長 加藤 生君発言〕

○決算審査特別委員会委員長（加藤 生君） ただいま議長より指名を受けました加藤でございますけれども、決算審査特別委員会の委員長として初めてなるわけですが、皆様のご協力を得ながら進行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） ただいま設置いたしました決算審査特別委員会に、認定第1号から認定第6号までの、令和4年度各会計決算を一括して付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 異議ないものと認め、一括して決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

午後1時15分再開にいたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時58分休憩

---

午後 1時14分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

◎日程第19 報告第5号 令和4年度昭和村一般会計継続費精算報告書について

○議長（片柳悦夫君） 日程第19、報告第5号 令和4年度昭和村一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 報告第5号 令和4年度昭和村一般会計継続費精算報告書について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度から令和4年度にかけて、一般会計予算において計上いたしました新庁舎の建設に伴う継続費について継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、一般会計継続費精算報告書を調整し、議会に報告をするものであります。

今回精算報告する継続費は、1期目の工事となりますが、実績については、工事費と工事監理費で、令和3年度の支出済額が、3億4,760万円、令和4年度の支出済額が、9億6,507万4,000円、合計13億1,267万4,000円となります。

十分にご審議くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第5号 令和4年度昭和村一般会計継続費精算報告書についてを終了いたします。

---

◎日程第20 報告第6号 令和4年度昭和村健全化判断比率等の報告について

○議長（片柳悦夫君） 日程第20、報告第6号 令和4年度昭和村健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 報告第6号 令和4年度昭和村健全化判断比率等の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

健全化判断比率等の報告につきましては、平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、令和4年度決算に基づく健全化判断比率等を報告するものであります。

健全化判断比率における実質赤字比率につきましては、一般会計を対象とし、実質赤字の標準財政規模に対する比率となりますが、本村の一般会計は、歳入総額から歳出総額及び翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が黒字であり、赤字ではないため、数値が表示されていません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計を対象とし、実質赤字の標準財政規模に対する比率となりますが、本村の特別会計は、一般会計と同様、実質収支額が黒字となっておりますので、数値が表示されていません。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び一般会計から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の元利償還金に充てたものや、債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるものなどの標準財政規模に対する比率であり、昨年度より0.4ポイント下がり、4.7%となっております。

また、財政健全化計画等の策定が義務づけられる、早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

次に、将来負担比率は、一般会計、特別会計、一部事務組合、土地開発公社等を対象とし、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。算定した数値では、マイナス161.9%となっており、早期健全化基準の350%を大きく下回っているため算定されません。

以上のように、本村は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率が、早期健全化基準を大きく下回っており、健全な状態であると判断されます。

次に、資金不足比率につきましては、公営企業会計である簡易水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計において作成するものであります。資金の不足額を事業の規模で

除した比率でありまして、いずれの特別会計も黒字のため算定されません。

以上、令和4年度の健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第6号 令和4年度昭和村健全化判断比率等の報告についてを終了いたします。

---

### ◎日程第21 報告第7号 株式会社あぐり一む昭和の経営状況報告について

○議長（片柳悦夫君） 日程第21、報告第7号 株式会社あぐり一む昭和の経営状況報告についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（片柳悦夫君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 報告第7号 株式会社あぐり一む昭和の経営状況報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、株式会社あぐり一む昭和の令和4年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに経営計画、令和5年度の予定貸借対照表、予定損益計算書につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告するものであります。

十分にご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（片柳悦夫君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（片柳悦夫君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、報告第7号 株式会社あぐり一む昭和の経営状況報告についてを終了いたします。

以上で、村長提案を終わります。

---

## ◎日程第22 一般質問について

○議長（片柳悦夫君） 日程第22、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に、2番議員 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） それではさきの通告どおり、次の3項目について質問をさせていただきます。

まず、1項目、定住に伴う新築住宅建設補助制度について。

村には、給与生活者等住宅建設資金補助金と、定住に伴う新築住宅建設補助制度の2つの住宅建設補助制度があります。それぞれ補助制度の目的、制度の定義、交付対象者、補助金の交付額が示されています。

そして、補助金の交付によって住宅建設の促進、定住促進、生活の安定と福祉の向上、本村の人口増加を図り、豊かで活力に満ちあふれた村づくりに寄与することなどが双方の住宅補助制度に盛り込まれています。

この制度の最大の目的は、定住の促進と人口の増加につなげていくことだと思います。給与生活者及び自営業者等住宅建設補助金制度では、農業者等これらに準じる者は除くものとするとなっていて、補助金額は10万円を限度額としています。

一方、昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金制度では、補助金額も大幅に引き上げられましたが、定義として世帯責任者による申請で、配偶者を有する者で、新築住宅の引渡しを受けた日において、世帯責任者が45歳以下であること。そして、給与生活者及び自営業者等住宅建設補助金条例により、補助金の交付を受けた者は交付対象にならないとあります。

例えば、晩婚化の中で45歳以上の農業者が結婚をして新築をした場合は、該当しないということになります。

中には、それぞれの要件に該当させることができずに、住宅建設をしても補助金がもらえないという方がいることをまずもって知っていただきたいと思います。

そして、何よりも次のような実例で、もらえらると思っていた定住に伴う新築住宅建設補助金が、不交付であったという話があります。

1例目は、アパートに住んでいましたが、お嫁さんをもらい新築することになりました。その際に、村外に家を建てるよりも昭和村に住みたいという思いが強かったことから、親の敷地内に新築することを決意。建築に当たっては知り合いの村外業者に依頼。建築するに当たって資材・材木の高騰もありましたが、30坪以上で数千万円の立派な住宅を、母屋とは完全に別棟で新築をしました。お二人の間には、現在2人のお子様も誕生し、目的にもあるように、村の定住促進と人口の増加に貢献をしています。

ところが、農集排の公共ますが設置されていないなどの理由で、新築住宅建設補助金に該当しないとのこと。借入れをして、昭和村に家を建て、村に貢献をしていこうとする若者の期待を削ぐような結果はいかかなものなのでしょうか。

また、2例目も同様な案件ですが、お嫁さんをもらい敷地もあることから、母屋に隣接して新築住宅を建設。図面も別棟として村内業者の施工で行い、地番も別々にして建築したにもかかわらず、浴室がない、農集排の公共ますが別に設けることができているとの理由から、もらえらると思っていた新築住宅建設補助金が不交付との結果でした。とかく親とは別に核家族化が増える傾向の中、浴室部分は一緒にして、別棟で共に生活をしていくのは、むしろ模範とすべきではないでしょうか。

いまではお二人の間には3人のお子様がおおり、村の定住促進と人口増加に貢献をしています。

少子高齢化が進む中で、村外に転出することなく、昭和村に住みたい、住み続けたいという若者の気持ちを無にする結果となってしまっています。この補助制度が活かし切れていないのではないのでしょうか。若者たちの昭和村に定住したいという気持ちを酌み取ってほしいと思います。

親と同じ敷地内に建設する場合などは、敷地面積も限られていることから、効率よい施工を考えるものと思います。施工上、わざわざ別に公共ますを設けるとなると個人負担はもとより、村も本管から公共ますまでの接続工事も必要となり、村負担も増加します。母

屋等からの分岐や接続は認められないという交付条件も、再検討することが必要と思います。

結果として、本村の定住や本村の人口の増加につながるように、制度を工夫して活かした補助制度にしてほしいと願うものです。

そこで、定住に伴う新築住宅建設補助金制度についてお伺いします。

制度発足以来、申請をされた件数、補助金該当にならなかった件数とその理由を教えてください。

また、不交付となった2件の事例についてどう感じたのか、併せて村長の見解を伺います。

村独自の新築住宅建設補助金制度です。ただ、設備上の不備によって交付対象とならないのでは、本来の定住促進や人口増加の趣旨に反する制度になってしまわないか懸念をしております。村長の見解を伺います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林栄一議員さんの定住に伴う新築住宅建設補助制度についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、制度発足以来の申請件数についてですが、平成26年度から令和4年度までの9年間で129件の申請があり、全ての申請に対しまして補助金を交付しております。

また、補助金該当にならなかった件数につきましては、申請をされた方で不交付となった方はおりませんでした。窓口へ相談等にいられた方の中で該当とならなかった方が数名おられました。

いずれも、上下水道が未加入であったり、対象面積が上回っていたり、住宅の定義を満たしていないなどが主な理由であります。

林議員さんが挙げられた事例2件につきましては、村に定住していただきながら、補助制度に該当せず、補助金を交付できなかったことは誠に残念であります。多くの申請者の方は、事前に相談等に訪れていただいております。交付要件に理解を示していただいております。

来年度より、さらに定住促進、人口増加に寄与することができるよう、この新築住宅建

設補助制度につきましては、補助金を増額することになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 申請をされた方は全部該当になったというふうな話でございますけれども、窓口相談に来られた方の中には、該当にならなかった方が数名いるというふうなことです。ここで上下水道が未加入とかあるいは対象面積が上回っていた、あるいは住宅の定義を満たしていないということなどが理由ということでございますけれども、もう少し具体的に内容を示していただければありがたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） もう少し具体的ということでございますけれども、申請に来られた方に対して、この建設補助制度につきましては、一定の要件をつけての制度となっております。

この制度につきましては、平成26年からスタートしたのですが、その制度をつくる段階で、当局で案をつくり、また議員さんにも内容等を確認していただき、この制度をスタートしたわけでございます。先ほど言われましたように、この制度は活用できなかった方が数名いるということは、私も今、答弁で言ったようにちょっと残念だったなと思います。内容をよく精査をして、今後そういったことの改善ができるのであれば、また検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 新築住宅を造る場合、母屋があってまた新たに敷地の中に造るとなりますと、敷地面積も限られていると。この制度ですと、公共ますをまた別に造らなければ該当にならないということだと思っんですね。面積も限られている、そして地形からしてその敷地の中から本管につなげていく、そういったつなげることがなかなかできないという家も、実際、今回のそういった実例のおうちにも行って、ちょっと話も聞いてみたんですけれども、やっぱり公共ますを新たに設置する場所がないというところも実際ある

んですね。まして、設置ができましたも、村が公共ますに接続するには工事をするのがなかなか難しいというところもあるようです。

ですから、無駄な工事になってしまうという面もありますので、ある公共ますを利用して接続をするというのが効果的かなと思うんですけども、それは駄目だという話だと思うんです。

当事者になりますと、事前に相談に訪れて、交付要件等も話を聞いて理解をしてくださっているというふうな答弁であったわけなんですけれども、なかなか当事者になりますとすっきりしない、納得できないという面があると思います。

できるだけハードルをもう少し下げて、該当できるような形ができないかということをお考えの思われるわけですか。

今回、9年間で129件の新築住宅の補助金が交付されたということで、年間14件程度の家に新築住宅建設補助金が交付されているというふうなことで、ハードルが非常に高い。ですから、該当にならない家がかかなりあるのではないかというふうな感じを持っております。

母屋の脇に、隣に新築住宅を造るというケースも結構あるのではないかと私はちょっとお考えの思われるわけなんですけれども、できるだけ補助制度として何とか酌み取ってもらえないか。

一番の目的というのは、定住を促進するということと人口増加につなげていくということが一番大きなことだと思うのです。

そうした中で、来年度また新たに補助金も高額に、条例改正もしてやっていくと思うんですけども、その制度の内容、補助金の該当内容につきましても、もう少し検討していただいて、進めていただければありがたいなと思うわけなんですけれども、村長さんのお考えをお伺いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいま何点か提案がございました。この制度をつくるときにいろいろ皆さんと相談してもらったり、また職員にいろいろな調査をさせて、いろいろな工夫ができるか。行政はどうしてもいろいろな制度を設計する上である一定の、先ほどハードルと言いましたけれども、制度上のいろいろなことを研究をして、またつくっていかな

ければいけない。全てにこういった補助事業を適用するという事は、なかなか不可能であるように私は感じております。

その中で、年齢制限とか規模の問題とかそういうものも含まれておりますけれども、でもやはり補助事業ですから、大変な人に補助をしてやることを主の目的としております。とはいいまして、先ほど言われたような案件がある話を確認させてもらいましたので、また内容をよく確認をして、そういったことが可能であるかないかも含めて、さらに検討していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 定住に伴う新築住宅建設補助金につきましては、令和6年度から大幅に増えるということで、既にチラシも配布がされておりますけれども、今後条例改正をするとともに、定住促進を図り、そして人口の増加につながるように内容を再度検討していただきまして、新築住宅建設が定住したいという若者たちの期待に応えられるように努めてほしいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で1件目の件につきましては、終了とさせていただきます。

次に、2項目として、地域の人たちで所有、管理をしている薬師堂などの土地や建物の課税の現状、課税免除等の方策はあるのかについて、質問をいたします。

村内には、地域の人たちで所有、管理をしている薬師堂などをはじめとした、地域で守る文化財的施設の土地や建物の該当事例数と課税の現状についてお伺いをしたい。

また、高齢化と後継者不足等で、維持管理が厳しい状況の中で、課税免除などの方法は考えられないものかお伺いいたします。

まず、1点目の現状把握として、神社仏閣などで地域の人たちで所有、管理をしている薬師堂などの文化財的施設の土地や建物の該当事例は、何件くらいあるのでしょうか。

このうち課税をされている事例は、村内に何件くらいあるのでしょうか。

また、同様な施設・土地に共有名義者への課税事例は、何件くらいあるのか伺います。

次に2点目として、高齢化と後継者不足等で、維持管理が厳しい中で、固定資産税の課税免除等の方法は考えられないのかについて伺います。

古きよき伝統を守り受け継がれているある地域の話ですが、そこは薬師様といって薬師

如来が祭られています。納税をしているのは、3世代前の世話人代表者と世話人の名義宛てで、固定資産税が課税をされております。

しかしながら、本村においてもご承知のとおり、少子高齢化、そして人口減少の兆候が顕著に現れております。世話人も年々ご高齢となり、維持管理をしていく世話人も減少し、存続継承していくのが厳しい状況になっております。

そして何よりも現在は、収入が全く見込めない現状にもかかわらず、歴史ある地域のお堂の維持管理や、共有名義で宅地となっている固定資産税の支払いをしていかななくてはなりません。

そこでお伺いしますが、お堂などの施設一体を管理していく中で、世話人が負担するのみで、収入がまったく見込めない状況の中ですので、課税免除などの方法が考えられないのか村長の見解を伺います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの、地域の人たちで所有、管理している薬師堂などの土地や建物の課税の現状、課税免除等の方策はあるのかのご質問にお答えいたします。

初めに、薬師堂などの文化財的施設の土地や建物の該当事例は何件くらいかについてですが、今回のご質問を受け、調査をするよう指示をしたところ、約30件の類似する案件があるという報告を受けております。

そして、このうち課税されている事例の件数につきましては、土地の所有者が国や村などの非課税や免税点未満の物件を除き10件となります。そのうち、同様な施設、土地の共有名義者への課税の件数は、今回の調査では6件ありました。

次に、固定資産税の課税免除等の方法は考えられないかにつきましては、固定資産税額を減額等する措置には、非課税、課税免除、減免があります。

今回の事案には、地方税法の非課税規定の適用や条例に規定することにより、一定の範囲を課税しないことができる課税免除を適用することは難しいと思います。

減免については、昭和村税条例の減免規定が適用できるか、近隣の市町村の状況や地域の実情を把握しつつ、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 1点目の関係で、土地や建物の該当事例については、30件あったり、このうち課税をされている事例は村内に10件ほどある。それから、同様な施設、土地に共有名義者の課税事例は6件あるというふうなことで、該当事例があるということが確認ができました。

今回、一般質問をさせていただくようになったのは、近くにそういった場所がございまして、年々高齢化してきている。しかし、毎年課税は続いている。しかも3世代前の方に納付書が届いてそれで納めているという状況にあるというふうなことです。

今回、課税免除は難しいということで、課税免除、それから非課税になるということは難しいということですが、減免については減免規程が適応できるかどうか確認してみることですので、それについては期待をしたいと思います。

そして、何よりもその薬師様のところ、現地を見ていただきたい。どういうふうになっているか。お堂があつて建物があつて、土地があつてという状況ですから、通常ですと建物があつたり宅地があつたりすれば、6分の1の減免という措置も考えられるのかなという部分もありますので、現地をよく確認していただいて、地域の人たちがずっと、ここは255年ほど前のところから続いてきている場所なんですけれども、長く地域の人たちで守り受け継いできている場所ですので、そういった人たちのご苦勞も考えていただきながら、適正な課税と徴収、それらをしていただくのが一番かと思っておりますので、ぜひ一度現地を見ていただいて、確認をしていただきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 引き続きお願ひします。

林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 最後になりますけれども、3項目めの人工透析者・高齢者世帯等へのエアコン設置補助制度の創設について伺います。

今年の夏は、強い太平洋高気圧に覆われ、連日気温が上昇しました。日本列島は猛暑続

きで、関東内陸部では伊勢崎市をはじめとして39度以上の地点が多く出ました。今や、地球温暖化ではなくて、地球沸騰化とも言われているようです。

気象庁も、室内でのエアコン使用の徹底や外出を避けるなど、熱中症による体調悪化を招かないように注意を呼びかけておりました。

こうした状況の中、新聞報道でもありましたが、熱中症の疑いでご高齢の方が亡くなる事故も多く発生いたしました。

こうした中ではありますが、高齢者世帯や独り暮らしの方、中でも週3度の人工透析患者の方は、水分調整も必要と聞いておまして、生活面で厳しい生活を余儀なくされております。

本村におきましても、高齢者世帯や人工透析を受けている方がいると思います。

また、ご高齢での独り暮らしの方もおります。エアコンを設置したいがお金がないとの理由から、設置に至っていない家庭もあります。

厳しい夏を乗り越えるには、エアコンの設置は欠かせないものと思いますが、設置するには多額の費用がかかります。

そこで、エアコン設置に係る補助制度を創設してほしいと思います。ぜひとも前向きにご検討をお願いしたい。

次に、安全かつ安心な生活支援を推し進めていただきたい件であります。今回、エアコン設置に向けては、まず実態調査が必要だと思います。高齢者や人工透析者、また独り暮らしの方を含めて、各地区のご家庭の状況を把握することが必要と考えます。そして、何よりもご本人の設置希望確認が必要でしょう。

高齢者の見守り活動を通して、保健師や民生・児童委員さんらの活躍する場面もおのずと出てくると思います。

また、設置後の状況確認も必要となるでしょう。中には寝室にエアコンはあったが、扇風機だけが作動していた。しかし、寝室のエアコンはついていなかったといった悲惨な状況が報道されておりました。

様々な意見を把握した中で、安全かつ安心な生きた生活支援を推し進めていただきたいと強く願うものであります。

村長の見解を伺います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 3項目めの人工透析者・高齢者世帯等へのエアコン設置補助制度の創設についてのご質問にお答えをいたします。

気象庁の異常気象分析検討会において、夏の日本の平均地上気温は、1898年の統計開始以降1位の高温となる見込みであると分析しております。

そして、今夏の記録的な高温の中、子供から高齢者の方々が熱中症により貴い命が失われるという、非常に痛ましい、残念な報道を耳にしていますので、エアコンなどを適切に利用した体調管理が重要であると思っております。

そこで、現在、民生委員会でやっている独り暮らし高齢者の実態調査に併せて、独り暮らし高齢者のエアコンの設置状況の確認をお願いしているところであり、また、地域包括支援センターにも、家庭訪問時に設置状況を確認するよう指示しており、こうした調査結果を基に、エアコンの設置補助制度について検討していきたいと思っております。

しかし、高齢の方の中には、暑さを感じづらかったり、エアコンを使いたがらない傾向もあり、エアコンが設置されていても使用しない方もいると言われておりますので、エアコンの適切な使用について、引き続き注意喚起を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林栄一君。

〔2番 林 栄一君発言〕

○2番（林 栄一君） 措置の答弁では、既に民生委員会で独り暮らし高齢者の実態調査、それから、地域包括支援センターでも家庭訪問時に設置状況を確認するよう指示しているというふうなお話が聞けましたので、そしてエアコンの設置補助制度について検討していきたいと思うというふうな答弁をいただきましたので、ぜひお願いしたいと思っております。

このエアコン設置の関係につきましては、郡内でも高齢者世帯のエアコン等の購入費の助成制度を設けている自治体もございます。

そうした中で、今回につきましては、人工透析者についても、高齢者だけに限らず、人工透析者も含めてよく調査をしていただきまして、ぜひエアコンの設置をしていただきたいと思っております。

郡内の関係につきましては、エアコンの購入、それから設置の2分の1を補助ということで、上限を4万円限度にして助成金を出しているというふうな話も聞いております。

他市町村の状況も把握した中で、人工透析者、それから高齢者世帯へのエアコンの設置補助制度をぜひとも創設していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私としては、以上で質問は終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時15分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後 1時58分休憩

---

午後 2時13分再開

○議長（片柳悦夫君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

---

○議長（片柳悦夫君） 次に、1番議員 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） それでは、先の通告のとおり、次の3項目について質問させていただきます。

まず最初に、村の中心部、役場の隣ですけれども、スーパー誘致の進捗状況について伺いいたします。

昨年12月に、スーパー等の早期誘致について強く望みますことを、質問させていただきました経過がございます。その関係につきまして、村中心部に村民生活に欠かせないスーパーが撤退した後の村の措置及び経過報告、今後の予定と計画をご説明願います。

昨年11月末に、村民に親しまれてきましたスーパーが撤退し、現在、村民は買物難民として約10か月が経とうとしております。その間に家族間での支えはもちろんのこと、村内の店舗をはじめ、デジバス導入や移動販売車等が村民の買物を支えてきました。

村民は、日々の生活の中で、スーパー撤退のその後の状況と今後の様子を心配し、早く誘致ができますことを強く望んでいます。

村では5月に臨時議会で予算の議決・採択、6月定例議会におきまして、予算に基づき関係者との契約等に関する議決・採択されました。また、機会あるごとに進捗状況をお伺いし、粛々とそして丁寧に誘致に当たり、進めてくれていることを議会としては承知しております。

しかしながら、村民の方はあと2、3か月すると、ほぼ1年間スーパーがない中を、それぞれ工夫をしながら生活をしてきたのが現状です。

そこで、期待してやまないスーパー等の誘致について、既に土地建物は村の所有となっていると思われませんが、村民の皆さんは、村民に親しまれるスーパーが参入されることはいつなのか願っております。参入予定事業者との関係での予算的措置等が必要かと思えます。そのようなことを含めまして、現在の進捗状況と、今後の予定を村民に分かりやすく説明をお願いいたします。

以上、最初の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 佐藤好美議員さんの村中心部スーパー誘致の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問のとおり、村中心部で地元密着のスーパーとして長きにわたり、村民の生活を支えてこられたスーパーの事業廃止を受け、村では建物を含む跡地を今年6月に取得いたしました。

そして、スーパー誘致に係る進捗状況であります。新たに事業展開を希望する事業者と6月下旬に面会し、7月中・下旬の2回にわたり既存建物やバックヤード、陳列棚や冷凍冷蔵ショーケースなどを慎重に調査していただきました。

現在、事業者には営業開始に向け、建物改修費や備品の購入費等の見積書の提出をお願いしているところであります。

今後、事業者から見積りが提出され次第、契約条件や費用負担等を調整し、議員の皆様と相談させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、村民の皆様には、ご不便をおかけしておりますが、可能な限り早期の営業開始を目指し、誘致を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） それでは、再質問させていただきます。

5月、6月と議会に諮られましたスーパー誘致関係ですが、村民の意見でございますが、取得に当たっての土地建物の購入に当りまして、専門業者を入れての算定根拠としたのか、その算定根拠をお示しいただきたいと思います。最初の質問です。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○副村長（角田正良君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

土地建物の算定根拠につきましては、とねしんさんの中に入れていただきまして、そうした中で評価額を基に算出をいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） とねしんさんに入ってもらって評価をしていただいたと。きちんと評価をして、そして購入に至ったということを村民のほうに公表をするということで大丈夫でしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○副村長（角田正良君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

とねしんさんにどうしたら旧すーぱーこいけさんの建物を含めて跡地を購入できるかどうか聞きましたところ、評価額が基準になるのではないですかというお話をいただきまして、それに基づきまして評価額で算出をし、合意を得ることができましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） 適正な評価額で合意を得たということで理解させていただきたい

と思います。ありがとうございます。

再質問よろしいでしょうか。

当初の回答では、買物弱者、買物難民等にとって誘致は必要不可欠な喫緊の課題である。誘致に当たりできる限りの措置を前向きに検討し、村民が安心して暮らせる村づくり進めますと回答しております。独り暮らし老人や、免許返納者、買物弱者として移動販売車、デマンドバスの運行も導入されましたが、誘致の問題も村民の強い願いでございますので、スムーズに進めていただきたいと思っております。

そこで、お聞きしたいと思えます。

ここで、回答で可能な限りの早期営業開始の時期と回答いただきました。その可能な限りの早期営業開始の時期を具体的に教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えをします。

可能な限りのという前回答弁をさせていただきましたが、可能というのは、前日も申し上げました。相手がいることですので、相手の方とのいろんな話合い、交渉も必要でございます。先ほど答弁させていただきましたように、今、今後、事業を開始するに当たってその見積り等いろんなかかる費用の根拠を事業者のほうで今、準備をしているところです。まだ、それが示されておりません。それが示された後に、村とそれを協議をし、なおかつ議会に皆さんにお示しをして、その予算の中でどうだということになるろうかと思えます。

ですから、可能というのはそういった一つの一通りの手続を踏まなければいけないので、民間が買った土地で施設だからすぐに始められると、なかなかそういうふうにはいかないのがやっぱり行政のちょっと時間がかかる部分でありますので、そういったところはまた村民の皆様にも皆さんからお知らせをしていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） ありがとうございます。村民の皆様は、本当にいつスーパーがで

きるのかなとか、そういったことがいつも心配されておりますので、先ほど村長がお答えしたとおりの中で相手もいることだということですので、村民に親しまれるスーパーの誘致、適正に誘致していただければと思います。ぜひよろしく願いいたします。

以上で1つ目の質問を終わりにいたします。

次に、2件目でございます。

条件付返済不要の大学入学・在学者奨学資金給付についてでございます。

①大学入学及び在学に係る教育資金に、将来において本村に貢献する意欲がある学生を対象とした条件付返済不要奨学資金の給付についてお伺いいたします。

現在、村内では大学に入学、あるいは在学する学生に対しての奨学資金制度がございません。特に、村の将来を担うことに意欲ある学生に対して、条件付返済不要の奨学資金を給付する制度を設けることは、昭和村の将来、若者定住化につながる制度になるのではないかと考えます。

他自治体では、既に設けている参考事例を紹介します。

奨学金を受けようとする学生の要件といたしまして、将来自治体に対して貢献意欲のあること、卒業後居住すること、居住年数、年齢制限等を設けております。これらを満たした学生には、月額10万円の奨学金を給付するものというものでございます。条件が満たされた場合は、返還の必要はありません。途中条件が満たされない等の場合は、返還しなければならないという内容ともなっております。

いずれにしても、無利子での奨学金ですので、多額の入学金、授業料、生活費を考えたときに、本村出身者が大学生活を送るために、村として奨学金の給付制度を設けることは、まさしく昭和村の村民のためですので必要と考えます。制度を活用し、昭和村の未来が発展するように努力する学生のために、ぜひ制度を設けてください。県内及び近隣市町村の詳細な状況は、いかがでしょうか。昭和村が教育に特化した村になりますことを願いまして、2項目めの質問といたします。

○議長（片柳悦夫君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 佐藤好美議員さんの条件付返済不要の大学入学・在学者奨学資金給付についてのご質問にお答えをします。

大学卒業後、本村居住を条件とした返済不要の給付型奨学資金給付制度の導入は、村の将来を担う意欲のある若者の経済的負担をなくしたり、本村への若者定住促進を進めたりするのに効果があると考えております。

就学援助奨学金の制度については、2020年より国の制度が拡充されており、日本学生支援機構が給付型及び貸与型、双方の奨学金を実施し、所得状況を3段階に分けて給付型・貸与型を行っております。

また、調査機関の調べでは、現在の大学生は、2人に1人の割合で、いずれかの奨学金を利用して学校に通っているとのことでした。

この居住を条件とした返済不要の奨学資金給付制度についてですが、近隣市の実施状況を確認したところ、創設から4年目になりますが、希望や申込は少ない状況だそうです。運営手続面では、申請時の審査や支給中の成績確認、卒業後の定住についても在住確認を長期にわたって行うなど多様な事務手続が必要があるとのことでありました。

これらの状況を考えますと、就学援助としての奨学金においては、国が実施している制度や、あしなが育英会など、他の団体の奨学金を十分利用できることから、昭和村において特別に創設する必要というのは今現在ちょっと考えていないところです。

ただし、佐藤議員さんご提案の給付型奨学金創設の意図は、就学援助とともに若者の本村定住化を促進したいという思いがあると認識しております。

実は、奨学金制度を利用した定住化促進については、給付型の奨学金のほかに、貸与型奨学金を返済する際に、当該市町村へ定住することで、返済金の全額や一部を援助する制度を実施している自治体もございます。どちらも当該市町村への定住を条件に市町村が奨学金分を肩代わりすることには変わりませんが、給付型奨学金は、在住条件の制限があること、定住化の効果が現れるのは申請時から4年後であることなど、定住効果が申込みの数と合わせては少なくなる可能性が高いと思われます。加えて、先に述べた申請時の審査であるとか、支給中の成績確認、長期の在住確認などの事務処理も生じます。

これに対して、奨学金返済補助では、奨学金を返済している人が本村に転入すれば、その時点から定住の効果となり、4年越しで考えるより、利用者も給付型よりは多くなることが見込まれるとともに、手続の煩雑さもないと考えます。

さらに、この奨学金返済補助型制度では、返済費用の2分の1を特別交付税で見ること

ができると思われています。これは、東京都など都市圏一極集中傾向を打破し、地方における生産年齢人口の減少に歯止めをかけ、地域産業の担い手となる若者のUターン・Iターン・Jターンを促す国の政策の力点が示された施策であると理解しています。

昭和村では、奨学金を利用した定住化促進の制度を創設とするのであれば、奨学金返済補助を利用した制度が適しているのではないかと現在考えています。

いずれにいたしても、ご提案の給付型を含め、奨学金制度を利用した施策については、積極的に調査・研究を行い検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） とてもいい回答をいただきまして、ありがとうございます。

本当に調査・研究を行っていただいて、積極的に大学に入学する、大学で在学する、そして生活するにはかなり費用がかかります。これに関して村として、あと国の制度を使ったり、先ほども言いましたとおり交付税措置があるということも含めまして、私のほうは給付型ということで提案したんですけれども、そうでない方法もあるということを知りましたので、ぜひそちらのほうの導入を村としてしていただければ、昭和村で大学に入学する、あるいは教育頑張りたいという子供さんが増えてくるのではないかなど。そして、とても親御さんのほうも助かるのではないかなどと思っておりますので、ぜひこの辺は積極的に導入のほうをお願いしたいと思います。

さて、この子供たちが将来にわたり住み続けたい、そこがやはりこの給付型というのを私が提案したところでございます。住み続けたいというのは、要するに昭和村に戻ってきたい、昭和村の人口を増やしたい、そこが目的でございます。ですので、ああ、昭和村はこういう制度があつてよかった、昭和村で暮らしたい、そういったことも含めてこの制度をぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

特に奨学金制度は、高校を卒業すると保護者がすぐに抱える大きな問題です。そして、4年間奨学金を借りたといえます。そうすると、今現在、大学を卒業しても40歳になっても奨学資金を返さなければいけないとそういう現実があります。家を建てます、家族を持ちます、奨学金も返済しますとなるとかなり負担がかかります。

ですので、この奨学金の返済に関しては、ぜひぜひ昭和村としていろんな国、県、いろ

んな制度を活用しながら制度を設けていただきたいと心から願う次第でございます。長い将来を考えたときに、今、先行投資をしておくこと、これが将来の昭和村につながる、そして昭和村であるときに奨学金の制度をつくってくれてよかったとそう思える、そういったことにつながるのではないかと思いますので、今からその流れをつくってください。早くつくってください。ちょっと1年先です、来年以降ですということではなくて、本当に今、大学に行っている入学金がかかる、例えば東京、群馬県でなくてもいろんなところで生活費がかかると、物価が上昇しておりますので、多分親御さんはかなりの負担を強いられているかと思えます。

そういったことも含めると、奨学金制度があつてよかったねと、昭和村よかったねということになるかと思えますので、ぜひ施策、村づくりのためにしてください。

もう一つ質問、よろしいでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） はい。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） 参考のために、先ほど回答でございましたけれども、実は隣の沼田市ではふるさとぬまた未来創造奨学金、これ多分このことだと思うんですけれども、あまり借りる人が少ないですという回答がございました。この制度はまだ始まったばかりでございます。まだPRはされていない可能性あるのかなと思うんですけれども、かなりいい制度でございまして、月10万円給付します。そして、沼田市に戻ってきたら返さなくてもいいよという制度でございます。なので、こういったことも参考にしていただければと思います。

ただ、先ほど教育長のほうから回答がございましたように、それで利用者が少ないとなると、それも検討していかなければならないんですけれども、隣の市でそういった制度を設けているということを重々承知した上で、昭和村独自の新しい子育て、教育に特化した制度を望みます。昭和村で、子供を育てるなら昭和村、そして未来の子育てに優しい昭和村、教育に特化した昭和村にぜひこういった制度を導入していただきたいと思えます。

よろしいでしょうか、続けさせていただきます。

○議長（片柳悦夫君） はい。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） 先ほど言いました貸与型奨学金を返済する際の返済金の一部を免除する制度、先ほど言いましたけれども、交付税の制度。これ本当に前向きに検討していただきたいと思います。それについて近い将来だとすると、いつ頃検討していきたいか、教育長に再度お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） お答えをしたいと思います。

例として出ましたのは、ふるさとぬまた未来創造奨学金、沼田市のことですね。そちらについてはご質問を受けましたので、教育委員会としても調べておるところであります。

それ以外にも、先ほど申し上げました村に住んでもらえれば、そこから借りた分を肩代わりをしていきますよというのは、返還型とか返済型というふうに申し上げるわけなんですけれども、富岡市であるとか板倉町であるとか、いくつかの自治体でそれらを実施しています。どのぐらいの学生あるいは利用者がいるかについては、ちょっと調べる方法はなかなかないんですけれども、こうした方法、佐藤議員さんのおっしゃる給付型というのは、大学生になった瞬間、あるいはその時期からということで卒業まで含めると4年間、その4年間の最初の段階でこの昭和村に住むというのを約束してお金を給付していただくという形になるわけですね。ですから、4年間の中でどんなことが起こるかというのもちょっと、やや不安定なところもあります。大学に通うということは、やや、あるいはかなり専門的な分野について学習をしてくるかと思うんですが、それに合う、身につけた技術に合う職業がこの昭和村、あるいはその近辺にあるかというところもなかなか難しい問題になってくるかと思います。

ですので、そうしたもの、それから貸与型ということで一旦お貸ししますよと、先ほどの返済を一気にというのと抱き合わせると、貸したけれども昭和村に住んでもらえれば、全額こちらが持ちますよと、返さなくていいですよというような合わせ技もあろうかと思っています。

いずれにしても、近隣の自治体の実施状況であるとか、そうしたものを考え合わせ、昭和村にとって先ほど教育に特化したということですからけれども、子供たち、親御さんの最も希望に沿うであろうという方法を、1本でなくても2本というような形でも抱き合わせ

ながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） いずれにしても、大学入学時にはかなりの費用がかかります。村に帰ってこなければならないという厳しい、それもかなりハードルの高い条件になるかと思っております。外で暮らしたいという方もいらっしゃるかと思っております。ですので、給付型、あるいは村に帰ってこなくても昭和村の村民であれば、昭和村出身であれば、昭和村に関係してあれば、大学出るとき、在学しているときは奨学資金を給付あるいは貸与しますよという制度、ぜひ設けていただきたいと思っております。

本当に切実な願いでございます。大学のかかる費用は半端ではございません。とても多額なお金がかかります。働いてもかなり教育資金を借りなければ大学に出れないという。しかも、本人は奨学資金を借りると、親は教育資金を借りると。そういった形でないとアルバイトをすると。そういった形でないと大学に出られないというのが現実でございますので、ぜひこの制度を早めに導入していただきたいと思っております。心から切に願ひまして、私のこの質問を、2項目めの質問を終わります。

以上です。

○議長（片柳悦夫君） 引き続きお願いします。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） ありがとうございます。

それでは、引き続き3項目でございます。

景観に配慮及び風水害防止対策の村民緑化推進事業制度の導入について。

とてもちよっと長いタイトルで申し訳ないんですけども、昭和村では、日本で最も美しい村連合に加盟する昭和村におきまして、景観を守りながら風水害防止対策を兼ねた緑化推進制度、事業制度の導入についてお伺いします。

昭和村では、平成21年、日本で最も美しい村連合に加盟いたしました。これは、農山村の景観等を守ることで地域の発展を目指し、自らの村に誇りを持って自立し、将来にわたって美しい村であり続けるための活動を行うことを目的としております。やさい王国昭和村の本村が、連合加盟できたことは誇らしいことです。

しかしながら、加盟後の具体的な村民の活動について実際の具体例はどのようなものなのでしょうか。地域での活動では、通称、農地水といわれる、多面的機能交付金事業で、花植えや道路等が地域で整備されていますが、個人的な活動はいかがでしょうか。

今後、美しい村を維持していくための手段として、ぜひ村民の居住地の部分の景観形成を目的とした緑化整備事業が必要かと思えます。特に個人の住宅地を整備した場合の補助制度がございません。その整備活動に対して補助事業を導入したらいかがでしょうか。

村として、総合的に景観に配慮するのであれば、私的な土地や建物を所有する村民または事業者に対しても、景観に配慮を目的とした整備活動をした場合は、村として評価すべきであると思えます。事例では、生け垣推進事業、壁面及び法面等整備緑化推進事業等を対象としたらいかがでしょうか。住宅の壁面や法面、生け垣を整備することにより、景観はもちろんのこと、風水害の防止対策にもつながります。行政と共に住民も巻き込んだ日本で最も美しい村を目指してください。そのことにより、村全体が美しくなり、まさしく日本で最も美しい村連合加盟の意義が出てくることになると思えます。

家の新築、リフォームの補助金と同じように、住宅地の周りの景観及び風水害防止対策に配慮した場合の補助制度をぜひ設けてください。よろしくお願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 3項目めの景観配慮及び風水害防止対策の村民緑化推進事業制度の導入についてのご質問にお答えをいたします。

日本で最も美しい村連合は、失ったら二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観や環境・文化を守り、地域資源を生かしながら美しい村としての自立を目指す運動を展開しております。

現在、57の町村・地域が加盟しており、関東においては、昭和村と中之条町の伊参・六合地区、栃木県那珂川町小砂地区が加盟しております。

加盟後の具体的な村民の活動については、多面的機能支払交付金事業の活動団体による自然環境を守る活動や、各行政区による道路愛護運動、村づくり協力委員によるごみ拾い等が主なものとなっております。

団体活動は盛んでありますが、ご指摘のとおり、個人活動においては、自主的な自然環

境・景観維持活動に頼っているのが現状であります。

個人の住宅地等を整備する場合については、昭和村の景観形成基準により、建物の規模、色彩、意匠などのほか、敷地の緑化についても、敷地内において、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木を植栽する等、十分な緑化を行うこと、敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣とすることなどを定めております。

昨年10月に、日本で最も美しい村連合10年目の審査が実施され、2名の審査委員が来村し、現地審査を行いました。村内の道路や花壇、また、農村景観がきれいに保たれ、村民に活気があるとの評価をいただきました。

昭和村は、宅地が広いお宅が多く、畑や田んぼに住宅が溶け込み調和した景色が、農村風景として形成されている面もあります。

ご提案をいただいた生け垣等の緑化推進事業につきましては、防災や環境の改善、安らぎを与える景観づくりの機能でもあり、今後の取組の参考にさせていただきたいと思っております。また、昭和村で有効に活用されている多面的機能支払交付金事業については継続して推進しつつ、補助事業も含め、どのような取組が、昭和村の農村景観を守り、活かしているのか検討してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） 昭和村では、景観条例も策定し、個人の住宅等の建設時はその条例に基づき指導していることと思います。条例では、村民みんなで守り、つくり、育むことでさらなる魅力を持った昭和村を継承するとあります。これ景観条例ですけれども、そして条例では、さらに村民は景観を形成する主体であること、景観に関する施策に、すみません、努力することと定められています。そのためには住宅建設時の補助金、家のリフォームと併せて、繰り返しになってしまいますが、住宅地の周りの整備にも費用がかかります。村の施策である景観に配慮するためにも、ぜひこのような補助制度を導入し、村全体、村民が意識した美しい村を目指してください。

企業が建物を建設する場合、一定の割合面積で緑化の整備が必要かと思われまます。事業者または村内で、土地や建物を所有する方が自らの所有地に関して緑化推進事業、壁面等整備事業と景観に配慮、実施された方には、補助金の交付をお願いいたします。村全体で

景観に配慮した美しい村づくりを進めてください。

それから、先ほどご回答にありました多面的機能交付金事業、これは継続して推進、これはとてもいい事業だと思います。花植えをしていただいたり、整備をしていただいたり、推進しつつ、そして補助事業も含めどのような取組がということで、補助事業というのは具体的にどのようなことを考えているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 先ほど、説明させていただきましたけれども、景観形成の基準の中に、建物の規模、色彩、意匠、などあるんですけども、この意匠とかにつきましてはデザイン、それぞれの方々のやっぱり感性とかいろんなことがあって、例えば庭の植栽とかそういうものについては、それぞれの価値観といいますか、見た目のデザイン的な感性が込められているのかなど。そういったものに対する補助というのは、なかなかどこまでがきれいで、どこまでがそうでもないというところが、なかなか難しい問題でありますし、趣味とか趣向の中でそういったことをされている方が多いと思われまので、そういったところへの補助はなかなか難しいんじゃないかというふうに私は考えますけれども、そのほかの補助についてはいろんな活動をしている団体の補助なり、また多面的な場合には、当然4分の1を村が補助をして、事業実施をしてもらっているという実態もありますし、今後の補助につきましてもそういったことを細かく精査をして、できるところからしたいというふうに考えますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 佐藤好美君。

〔1番 佐藤好美君発言〕

○1番（佐藤好美君） ご回答の中に生垣等の緑化推進事業につきましては、防災や環境の改善、安らぎを与える景観づくりの機能もあり、今後の取組の参考にさせていただくということでご回答をいただきました。ぜひ参考にさせていただいて、積極的な取組をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

私からの一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（片柳悦夫君） 暫時休憩といたします。

午後 3 時 10 分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後 2 時 5 2 分休憩

---

午後 3 時 9 分再開

○議長（片柳悦夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

○議長（片柳悦夫君） 次に、5 番議員 林勝美君。

〔5 番 林 勝美君発言〕

○5 番（林 勝美君） さきの通告により、幾つかお伺いいたします。

まず、道路行政全般に関する一般質問をさせていただきます。

私たちの地域社会にとって、道路は交通の要として大きな役割を果たしており、安全で効率的な移動手段を提供することは極めて重要です。

道路行政における取組と課題について、以下の質問をお聞きいたします。

①認定道路としている道路の距離と面積、舗装整備された道路と未舗装道路の割合を教えてください。

②道路の状態や舗装の劣化について、どのような調査が行われ、優先的にすべき道路のリストや計画はありますか。

③交通事故の発生している箇所の要因を特定し、その改善策について検討していますか。

村長の答弁をお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 林勝美議員さんの道路行政全般について問うのご質問にお答えをいたします。

初めに、①の認定道路としている道路の距離と面積、舗装整備された道路と未舗装道路の割合についてですが、認定道路の延長は528キロメートルです。面積は2.39平方キロメートルになります。舗装割合については、舗装整備された道路が79.8%、未舗装道路が

20.2%となっております。

次に、②の道路の状態や舗装の劣化についてどのような調査が行われ、優先的にすべき道路のリストや計画はあるかですが、1級・2級村道につきましては、道路舗装維持修繕計画策定時の点検結果等を基に計画的に整備を進めているところであります。また、その他の村道につきましては修繕計画などはありませんが、道路巡視等による点検などにより対応してまいりたいと考えております。

次に③の交通事故の発生している箇所の要因を特定し、その改善策について検討しているかですが、令和4年中に村内で発生した交通事故は14件となっております。このうち、停止線や標識のない十字路、見通しの悪いT字路などで事故が多く見られております。これらの箇所の改善策といたしまして、注意喚起のための看板やカーブミラーを設置しております。

今後も沼田警察署などの関係機関と連携し、交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ①の認定道路の面積とか距離とかというのは、答弁されたとおりで承知いたしました。

②の道路の状態や舗装の劣化についてどのような調査をということでお聞きしましたけれども、まずお聞きしますけれども、1級・2級村道につきましては道路舗装維持修繕計画策定時の点検結果ということですが、実際には策定をする方法というのですか、それはどのような風に行われているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 建設課長。

〔建設課長 諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

こちらの調査につきましては、路面の状況を調査したものでありまして、MCI値という、横文字で言いますとメンテナンス・コントロール・インデックスという維持管理指数をその路面ごとに出しまして、悪いところから順次やってみようという計画を以前立てました。これは調査したのが平成30年になりますが、その調査結果を基に今現在進め

ているところであります。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 昭和村の幹線道路は非常に整備されていると思いますけれども、実際に野菜を積んだりこんにゃくを積んだりしたトラックが行き来する道路というのは未舗装の道路が非常に多く見られると思うんですけれども、幹線道路も重要ですしけれども、そういうところの整備を早急に進めてもらいたいと思うんですけれども、特にたて道が未舗装、大雨が降ったときに野菜の収穫に行っても通れない、そういうような事例を聞いております。ですので、そういう道路を早急に整備していただきたいと思っておりますけれども、村長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 未舗装の道路の整備ということでもありますけれども、昨年も請願、陳情で、ある地区の縦道路が舗装されていない、また途切れているというような箇所の請願が出ました。また、今期も出るようになっておりますけれども、そういったところはところどころに見受けられます。

以前、赤城西麓の土地改良事業が進められて、比較的そういった農道について整備が進んだんですけれども、一部取り組めなかった箇所があるということで、まだ未舗装の部分がございます。逐次、そういったほうを確認しながらできる限り進められるように努めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ぜひ、早急に改善していただきたいと思うんですけれども、建設課の方に、道路を整備するときどのような観点から優先順位をつけるかということで以前お聞きしたことがありまして、その答えが、まず緊急性、それから利用頻度、それから地域のバランス、最後には村長の判断ということですが、地域のバランスというのが私、ちょっとバランスが取れていないんじゃないかなという思いがするんです。

というのは、私、多面的機能支払交付金の役員をしていて、貝野瀬緑水を守る会という

のですけれども、毎年、不具合があるような道路を調査しています。さっき、村長が承知しているとおっしゃいましたけれども、たて道の未舗装、それからトラクターが頻繁に行き来するような道路で非常に悪い道路があると、それで未舗装の道路を直すためにロードメーカーというトラクターで牽引して凸凹を整形していく、それでその裏をマカダムローラーで鎮圧すると、そういう機械を買いました。その実演のときに各地域の農業委員さんとかの役員さんが来て、お聞きしました、皆さんのところはどうかと。そうしたら、うちのほうはこんな悪い道路はないよとそういう答えが出ました。だから、うちの地域ではこんな機械はいらないよと。

貝野瀬緑水を守る会では1台買いました。それで、どうしても必要な地区が出たらそれを貸出ししますということになりました。

そんなことで、それで整形するのは一時的です。また、雨が降ったらごちゃごちゃになったり、また掘り割りができたりします。ですので、地域のバランスとかそういうのもありますけれども、ぜひ現地を確認して本当に目の当たりにしていただいて、優先順位をつけていただいて早急に整備をしていただきたいと思います。村長、お願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えします。

言われるように、優先順位があるという話で対応させていただいておりますけれども、地域間格差もできるだけないようにということで担当にはよく話をして、現場調査をしてこいと、その上で例えば、今年度の取り組む事業はどうするかという相談は最終的に私のところに来ますけれども、それは全て私が判断と言いますけれども、そうはいつでもやっぱり現場の実情を、これは一番優先順位として考えております。そんな中で、その年その年の予算希望を見ながら取り組んでまいりますので、そこは理解していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点、赤城西麓土地改良事業、そしてまた赤城北麓の改良事業等々いろんな事業を進められましたけれども、そういった中で、そういったことが対応できた地域についてはすぐたて道路の舗装割合が高くなっているというような現状がありますけれども、そういったことは置いて、また今後、今の現状を確認しながら進めていけるように努めていき

ますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 今、答弁いただきました。ありがとうございます。ぜひ、早急に調査して整備を進めていただきたいと思います。

それから、③の交通事故の発生している箇所の要因をという質問で、村長の答弁ありましたけれども、実は、村長もご存じだと思うんですけども、春の道路愛護の後に道路巡視をしました。そのときに、その参加者で現地を見ました。本当にけがをされた方、首にたがを長いことして、最近は外れまして仕事に復帰できているようなんですけれども、本当に一歩間違えれば命に係わる事故だったと思います。

そういうところが村内にはいっぱいあります。そういうところに停止線、あるいは標識、止まれ、それをつけていただきたいと思います。糸井の人にお聞きしたのですけれども、木でつくった一時停止の標識があつて、もうそれは朽ち果てて何も意味がないんだよ、早く一時停止、ちゃんとつけてくんねえかいというような話を聞いております。ぜひ、早急に停止線と一時停止の標識をつけるのを進めてもらいたいと思いますけれども、もう一度お願いします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えします。

言われるように、赤城西麓土地改良事業でつけた木の停止の標識ですけれども、大分朽ち果ててあらゆるところで倒れてしまっているということでございます。公安委員会で設置をしたというものではないので、そういった効力がどこまであるかはっきりとしたことが私には確認できませんけれども、一つの目安になると思いますので、何らかの方法を工夫していきたいというふうに考えております。

あと、事故が発生した箇所への対応ですけれども、何でこんなところで起きるのかなというような場所でも起きることがございます。私もちょうど盆のときにちょっと早上がりさせてもらって、インター線、全く見通しがよくて何にもないところで3台巻き込むような事故が発生している、何でここで起きるのかな、そういったところの現場の確認等々も

やっぱり警察や公安委員会にいろいろ確認をさせてもらいながら、その場所は県道なんですけれども、村道については村でできる限りの対応をしていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） それでは、村長にお約束していただいたので、最初の質問は終わりにいたします。

次の質問に移ります。

村内の湧水地の保全についてお伺いいたします。

湧水は古くから飲料、洗濯、農業などに広く利用され、地域住民の生活や生業に深く結びついていました。しかし、近年は上下水道や農業用水の整備により、湧水の利活用は大幅に縮小され、管理は地域住民の手を離れ水源の荒廃が危惧されています。また、土地開発等新たな産業による水質汚染も心配されます。

湧水は豊かな自然環境の象徴であり、美しい景観をつくり出し、水と親しむことにより心豊かで潤いのある生活をもたらすものです。昭和村では、平成11年に昭和村ふるさとを守り育てる条例を制定し、豊かな自然環境を守り育み、後世に伝えようとしています。しかし、環境保全、とりわけ湧水を保全する具体策は少なく、このままでは村の湧水が荒廃してしまいます。昭和村ふるさとを守り育てる条例というのは、後に、平成27年に昭和村景観条例というさらにグレードアップした条例が制定されております。

そのような中、湧水保全に乗り出した清流の会では、湧水の水源を整備し、蛍やトンボ、カブトムシ、オオムラサキ等の生育できる環境を整える活動を継続しています。しかし、民間団体で行う環境保全には限界があり、十分な保全活動が行われているとはいえません。

そこで、昭和村ふるさとを守り育てる条例、現在は昭和村景観条例（平成27年4月1日）を一步進めて、湧水保全に特化した条例を制定し、村民がもっと水と親しめるような施策、水を大切に作る心の育成、水の汚染を防ぐ施策等官民一体となって努力する必要があると思います。

以上のことを踏まえて質問します。

①村内の湧水地は何か所くらいあり、それらは保護されていますか。

②湧水地の保全が必要と考えていますが、村としてはどのように考えていますか。

③湧水地に開発の計画がある場合はどのように対処しますか。

村長の答弁をお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいま2項目めの村内湧水地の保全について問うのご質問にお答えいたします。

私たちの生活に欠かすことのできない水は、湧水をはじめ、井戸水、また河川など表流水を水源として、飲み水や炊事、洗濯、お風呂など昔から日常生活の様々な場面で必要とされ、大切な資源であります。

初めに、①の村内の湧水地の箇所数ですが、村の簡易水道の水源で、糸井地区から川額地区までを賄っている中央簡易水道の水源地と、生越、貝野瀬、糸井地区の一部を賄っている北部簡易水道の水源地が湧水による村の貴重な水がめとして利用されております。

また、蛍の鑑賞スポットとして知られ、清流の会により保全されている生越の湧水地や船ヶ鼻登山道の途中にある檜水、また赤城高原の開拓当時の生活用水として、先人にとって貴重な水くみ場であった出入の湧水地は村指定史跡となっており、これらは地元の方々や行政などにより保護されております。そのほかにも組合や個人で管理している湧水地も多々ありますので、箇所数については把握しておりません。

次に②の湧水地の保全が必要と考えているが、村としてはどのように考えているかのご質問ですが、村営水道の水源地である湧水地は村民の日常生活に必要不可欠でありますし、清流の会で整備をいただいている湧水地も豊かな自然環境を後世に伝えるため引き続き保全活動に取り組んでいただきたくお願いしたいと思っております。

また、昭和村ふるさとを守り育てる条例は、昭和村景観条例の制定により平成27年に廃止となっておりますが、豊かな自然環境を村のみんなで守り、創り、育むことでさらなる魅力を持った昭和村を継承するといった景観条例の基本理念に基づいて湧水地の保全に努めてまいりたいと考えております。

最後に③の湧水地に開発の計画がある場合はどのように対処するかのご質問ですが、開発面積によって協議の条件が異なりますが、村では地域開発事業指導要綱が制定されてお

ります。この要綱に基づきまして、秩序ある開発となるよう協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

村外の湧水地ですけれども、中央簡易水道、北部簡易水道は湧水ということで簡易水道として村民に利用されております。これは建設課の手でしっかりと管理されて、水質検査もされています。ただ、ほかにも村内、私、自分の住んでいるところで湧水って何か所くらいあるのかなと考えましたら、私の家から二、三百メートル東に行ったところにも民家の庭からどンドン水が出ています。そのちょっと上の高やぶの中からも出ております。それが合流して、私の住んでいるところの田んぼの用水になっております。

以前は野菜を洗ったり、鉄瓶に水をくんでお茶を沸かしたり、そういうことで利用されておりました。それから、ずっと貝野瀬の信号のところの滝井戸と、いろいろ滝寺にも水が湧いております。そういうところは結構いっぱいあると思うのですけれども、そういう主立ったところも持ち主の人とよく相談されて整備の方法を考えて、いざ有事のときに簡易水道が使えなくなったというようなときは、そういうところの湧水も一時的には整備しておれば使えるんじゃないかというふうに思うんで、そういうところの湧水も確認していただいて整備をしてもらいたいと思いますけれども、その辺のところ、村長、どうお考えでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えします。

貝野瀬地区のそういった個々の湧水についてはあまり私も細かくは知り得ませんけれども、私も子供のころいろんなところを歩いて、椽久保のほうとか川額、森下、河岸段丘ですから必ずそういった湧水が出る箇所があちこちにたくさんありました。よく沢ガニ捕りじゃないけれども、カニの捕れる場所というのは必ず湧水があったんですけれども、そういったところはやっぱりほとんどが個人の土地で、個人で何かいろいろものを洗ったりなんかするのにちょっとしたため池をつくってそういったものを利用しているという地域が

かなり多かったように思いますし、またその一部を防火用水に引き込んで防火用水の補充に使っていた、また今も一部使っているようなところもあろうかと思うんですけども、そういったことで活用しております。

ただ、個々の場所の今現地調査はなかなかできませんけれども、そういった村が道路整備か何かを必要とする事業がある等々があったときには、そういったところをできるだけ保全できるような持ち主、また関係者にお願いができればなというふうに思いますので、そういったところのお気づきの点がございましたら、またいろいろとご提案いただければと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） それでは、湧水についてですけども、先ほど清流の会で蛍の里を管理しているお話がありましたけれども、7月にはホテル観察会を行いました。東京の志村第五小学校と昭和村の子供たちで、夜、蛍の発生する時間まで昭和東小学校で交流をしたり、夕方になったら川龍寺に移動して交流したりしました。おいしいカレーを食べたり、そのときには雨が降っていたのですけれども、蛍を観察する時間になったらびたっとやんで、それで蛍がすごく発生しました。村内の子供たちはもちろんですけども、志村第五小学校の子供たちも感動して蛍を観察して帰りました。そんなことがありまして、蛍観察地なのですけれども、ぜひ継続して理科の勉強の場とか水遊びの場とかそういうことに使えるように整備をして、村としても進めていただきたいと思うんです。

ただ前回、何年か前ですけども、蛍観察地の整備について質問したんですけども、一部沼田市にかかっているよというようなお話がありまして、税金を使うのはどうかというような話がありました。しかし、非常に大切なところだと思います。意義のあることだと思います。もし沼田市と関わって不具合があるんならば、ぜひ沼田市と協議をして一緒にそういうところを整備なりしていただきたいと思いますけれども、村長、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 清流の会の皆さんの活動のおかげでいろんな方々に蛍の鑑賞をし

ていただいて、大変喜んでおられると思っております。

また、前回、美しい村連合の審査員の方が10年目の審査に来たときに、そこも案内させてもらいました。足元も見ずにどぶどぶとその軟弱なところに入って行って見て、その先にあずまやがありますよね、そういったところも経由させてもらったり、また案内させていただいたりしました。

本当にいろいろとそれぞれ皆さんが取り組んでいる活動がいろんな村の発展にも大変寄与してくれているということには、この場をお借りしまして大変感謝を申し上げるところでございます。今後引き続き、そういったことでご協力をいただきながら、村としましてもできる限りのことはさせていただければと思っておりますので、またいろんな場面でご提案いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 湧水のことでは忘れてはならないのは、出入の水の湧水地であります。二、三日前ですけれども、追分に住んでおられる90歳の方に入植をした当時の水の苦労の話を聞かせていただきました。その方がおっしゃるには、管理は誰がしているか、そこまで行くのに道路を整備していただかないと老人はそこまで行けないというようなお話をしておりました。私も行って見ました、その足で。そうしたら、草ぼうぼうでやっと歩いて行ったのですけれども、ネットフェンスで囲ってあります。で、案内板があります。案内板はちょっともう擦れて案内文が読めないような状態です。中は湧水があるのでぬれているのですけれども、土砂がいっぱいで、本当に出ているのかどうかも確認できません。

それで、そのお年寄りからお願いしてくれと私に頼まれましたのでお願いしますがけれども、ぜひ、きちっと管理する団体に定期的に管理をしてもらったり、それから年寄りが現場まで行けるように道路をちょっと整備してくんねえかと、例えば電動車で行ったり、車椅子で行ったりできるような、そんな整備をしてもらいたいということを私に託されましたので、村長に今のことをお聞きしますけれども、どのように考えておられますか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 赤城高原の入植した方々にとって大変貴重な水源であったという

ことの中で、そこを指定した場所にしてあるわけですがけれども、またそういった管理につきましても、村としましても、関係者との確認をさせてもらいながらできる限りしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） それでは、よく関係者と相談して、管理をもう少し徹底していただくということによろしいでしょうか。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） できる限りそうしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） それでは、出入の湧水地全般についてはこれで終わりにしますけれども、最後にその方の詠んだ歌を紹介します。

水のなき荒野開きし今昔を見守りている追分の松。

失礼します。

それでは、最後の質問に移ります。

中学校の部活の地域移行についてお伺いいたします。

部活動は生徒たちの成長や社会性を培う重要な場ですが、地域移行による取組が話題となっています。

ここで2点質問いたします。

①部活動の現状と顧問の先生の働き方改革についてどのように考えていますか。

②地域移行ということをどのように認識し、今後どのように進めていく考えかをお聞かせください。

教育長、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 林勝美議員さんの、中学校の部活の現状と地域移行についてのご質問にお答えいたします。

初めに①の部活の現状と顧問の働き方改革についてですが、昭和中学校では昭和村立学校に係る部活動の方針にのっとり、中学校部活動の方針を生徒・保護者に示し、管理職が部活動の実態を把握しながら適切に管理をしております。

また、生徒の休養日及び顧問教諭の働き方についても規定しており、週2日以上の休養日の設定や3連休、4連休の休日の際にも部活動の参加について管理体制を整えております。

部活動の活動状況の現状なんですけれども、まず部活動は全員加入を原則としております。今年度は他校との合同チームで参加している部活動はないとのことでございます。顧問は1部活に複数の体制を取っておりますが、職員数も少ないため、副顧問はほかの部活動と兼ねている場合もございます。野球やバスケットボールのクラブチームに所属している生徒も比較的多いため、来年度に向け、全員加入を廃止するか否かについて検討していくというお話を聞いております。

次に、②の地域移行についてどのように認識し、今後どのようにしていくのかというご質問ですが、部活動は少子化に伴い従前と同様の体制での運営には困難が生じ、学校や地域によっては希望する部がない状況や部の存続が厳しい状況にあります。また、生徒や保護者の多様なニーズへの対応があり、そうしたことも含めて教職員の多忙化の大きな一因となっているなど、多様な課題が生じていると思います。さらに、教職員の働き方改革を進めていくために、今までのように先生のみが顧問を務め、部活動全体を牽引していく形態は見直さなければなりません。子供たちのニーズに応えるとともに、今まで部活動が担ってきた教育的意義を極力損なうことなく持続可能で多様なスポーツ・芸術活動の体制を創出するとともに、教職員の働き方改革、多忙化解消等を推進していくためには、学校・先生に代わる指導者の存在が必要となってくることとなります。

部活動の地域移行につきましては、この新しい指導体制を昭和村にお住まいの経験者の方、スポーツ協会やその他の地域クラブ活動の運営団体に対して、中学校部活動の地域移行についての理解をいただき、協力いただける環境を準備していきたいと考えております。

また、この段階的な地域移行について、生徒や教職員、保護者、地域の人々に理解が深

まるように情報提供を行い、ご協力いただけるようにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

私、剣道をやっているもので、昭和中の顧問の小林先生に実情を聞きました。そうしたら、小林先生は国士舘大学で剣道を専門に学ばれ、本当に剣道の専門家なのでどんどんやりたいということですが、ほかの先生方は専門性のない顧問になったり、そういう先生も多いということで、なかなか身が入らないというようなこともお聞きしました。

地域移行ですけれども、昭和村は剣道連盟というか組織がしっかりしていますから受皿はあると思いますけれども、ほかの競技についてはどんな状況なんでしょうか。お願いします。

○議長（片柳悦夫君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 現段階での若干思いも含めましての回答になるかと思えます。

まず一つ目、剣道部顧問のお話が出ましたけれども、そのように技術も意欲もあり、また土日いずれかの時間帯においてご指導いただいてもなおかつこの先生の働き方改革に沿うものである、そうした条件が整うときには兼任というのでしょうか、そのまま続けていただいても構わないというのが地域移行の文科省の説明の中にはございます。

ただし、それをもって全ての先生がそうなるというのもやはり違うかと思えますので、大きく言えばこの地域移行は3年間を一つの移行期間にしていますけれども、3年、5年、10年とたっていく中では、部活動から地域のクラブ活動への移行期間というふうにガイドラインの中ではうたっている部分もございます。そうした過渡期になっているのかなと。

ほかの先生方については、苦手な領域あるいは経験のない領域の部活動の顧問になられる方もパーセントとして当然いるわけですが、身が入らないというよりはなかなか自信を持って指導できないとか常に不安を抱えているので、逆に働き方改革の中ではストレスがたまってしまうとそういう問題もあろうかと思えます。

それから、昭和中の部活動につきましては、野球、ソフトテニス、バレーボール部、卓

球部、バスケット部、柔道部、剣道部、吹奏楽部、男女の違いがございますけれども、8部活がございます。そうした部活動につきまして、村内にはスポーツ協会関係の運動部を中心とした専門部長さんは19名、運動だけじゃないかもしれませんが、あるかと思いますが、その中にはやはり野球、バレーボール、バスケット、剣道、ソフト、卓球、柔道等のスポーツ協会の団体が昭和村には運よくございますので、そうした方々にご相談をかけながら、あるいはスポーツ少年団の方々も含めてご相談をかけながら、地域移行について昭和村にとって最も望ましいものはどうしたらいいのかということをもまずは相談をかけながら、最終的にはそういう正式な協議会などを設けながら進めていきたいと思っております。今はまだ考えているところまでです。申し訳ありません。

○議長（片柳悦夫君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ただいまの答弁でよく分かりました。

昭和村の子供たち、中学生を心身ともに鍛えていただける場ですので、よく検討して地域移行に持っていくのであればそのように進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） 次に、10番議員 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） さきの通告により一般質問を行います。

道路改良について。

県道下久屋渋川線において、貝野瀬地内ではようやく長年の懸案事項であった県道に歩道が整備され、また道路構造令にあった改良が終了し、快適に車が走れ、また歩行者も安心して児童が通学できるようになり、その姿を目の当たりにしてよかったと思う次第でございました。今後の通勤・通学にも、安全・安心に大きく貢献できるものと感謝を申し上げます。

一方、村道においてはこの数十年間、現村長になってから新設改良はありません。そこで、昭和中脇から沼田市の沼須町への橋梁整備について前に伺いましたが、その後の進捗状況はどのように進んでいるのか伺います。

また、県道下久屋渋川線から昭和中への進入路について、今後の整備計画はあるのか併

せて伺います。

それから、幹線道路網の今後の改良について伺います。

まず、南のほうから村道桂坂板戸線について伺います。幅員も狭隘であり、農業機械の大型化に伴い大変危険を感じるものでありますが、将来に向け構造令に合致した改良計画を望むものでありますが、どのように考えているかお尋ねします。

また、村道七曲赤谷線については、総合運動公園横のボックスカルバートを挟んだ前後の縦断勾配の改良を望むものでありますが、計画はありますか。

また、古宮追分線において、永井中野線の交差する地点の改良計画はどうなっているのかお伺いします。

それから、大坂中野線において、県道沼田赤城から分岐し桐久保を過ぎて上の台地にいたる村道について、二車線にする改良計画はあるのか伺いたしたいと思います。

以上、最初の質問といたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 加藤生議員さんの道路改良についてのご質問にお答えいたします。

初めに、昭和中脇から沼田市沼須町への橋梁整備についてですが、新橋の整備については既存の二恵橋と君河原橋からのアクセスや利便性、費用対効果を見極めていくことが必要であると考えており、以前、関係者に相談した経緯がありますが、今現在、新橋整備の事業化には至っておりません。

また、県道下久屋渋川線から昭和中への進入路につきましては、新橋整備が事業化されていないため、現在整備計画はありません。

次に、幹線道路網の今後の改良についてですが、まず桂坂板戸線については県道から赤城高原サービスエリアまでの区間で道路幅員が狭い箇所もあり、待避所を何か所か設けてありますが、大型車両の通行には支障を来している部分もあると思います。

また、七曲赤谷線についてですが、ご指摘の区間は勾配が急な上、カーブもあることから利用者は不便を強いられている箇所だと思います。いずれの道路も改良工事ができれば地域住民の利便性の向上も図れると思いますが、工事を実施するには様々な課題等がありますので、地域住民はじめ関係各位の意見等をよく確認しながら検討してまいりたいと考

えております。

次に、古宮追分線と永井中野線の交差点についてですが、以前、信号機の設置についての要望があり、検討した経緯がありますが、その際、沼田警察署に相談したところ、設置は難しいとの回答を受けております。交差点の改良につきましては、今現在、整備計画等はありませんが、地元の関係者等によく確認してまいりたいと考えております。

次に、大坂中野線を二車線にする改良計画はあるかについてですが、同線の路線の拡幅については平成12年度に道路拡幅の陳情書が提出されましたが、不採択となった経緯があります。しかしその後、県道からの進入部分など一部拡幅を実施しておりますが、現在二車線化する改良計画等はありません。

村内幹線道路の整備につきましては、今後も各地域の要望等を踏まえ、議員各位のご意見をお聞きしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） まず最初に、橋梁の話から質問したいと思います。

橋梁の整備計画でございますけれども、現在、君河原橋、これがかなりこれからは南の人たちにとっては交通量が非常に増えていくのではないかなと思います。それに比べて、二恵橋は狭くて大型同士も交換できない状態であります。これを考え合わせたときに、これからどうも沼田市は栄町を中心に動いていくというような感じが見られるわけでございます。そういった中では、南の人たちの移動は君河原橋が非常に生きてくると。

東の人たちは、今言う中学校の脇から中央病院に向けてですけれども、沼須に向けて橋が架かることによって、非常に交通量がそちらに動いていくのではなかろうかと考える次第でございます。

そして村長が言うように、考えていませんということでは10年たってもできません。これは今考えて村長が手を挙げたとしても3年から4年採択になるまでにかかります。ということは、いかに橋梁は造ってほしいという地区が多いか、それに対して県がいかに予算を持ってくるのにおおごとするかということの実情を建設課の職員もまだ分かっていないんだと思います。

非常に窓口が狭くて大変なのに、それと同時に今一つ考えなくちゃならないのは、君河

原橋は昭和村が全部をしょって架設しました。だけれども、今度は沼田市にも一部補助を頂きながら橋梁整備を進めるというような形になろうかと思imasるので、早めに星野市長さんと交渉しながらやっていかないと、なかなかこれは難しきろうなと考emas。でも、難しいからといってやめたんではいつになっても発展はありません。

両村が発展していくためには、そこに架けることによって沼田の市民の人たちも昭和インターが使いやすくなるし、いろいろの利便性も上がるわけですから、その辺を加味しながら話を進めていただきたいとぜひお願いするわけですがけれども、それによって非常にいろいろなものが変わっていくと。橋1本できることによって非常に変わるという形でございますので、橋1つ造るのに10億の上かかると思imasるので、それが半分国庫補助で頂いても5億。君河原の場合は運よく過疎代行という形で補助残分は県が持つという形で終わりましたので、沼田市とはあまり負担金の折半だとか何だとかそういう形の話はせずに済んだんですけども、今回これからかける橋については恐らく過疎代行でやってもらえるわけではございませんので、当然、昭和村がもしすれば10億かかったとして、5億は国庫補助でもらって5億はそれじゃ昭和が出すとなったときに、七三でいくかどういふ形に取るかということは今から詰めておかないと、いろいろが先にいって維持管理費まで含めてそういう問題が起こってきますんで、なかなか村長が言うように大変だとは思いますが、話を始めてやって何年かかかる中でも始めなければ進みませんので、ぜひ一つその辺のことを念頭に置いて沼田市の市長さんと話し合っていたきたいと思imas。

それで、たまたま君河原橋を作るときに私もいましたが、用地交渉の相手は沼田市にいませんでした。南牧村にお嫁さんに行っちゃって、その方が全部持って向こうに移動しちゃったんで、南牧村まで用地交渉に行って、いろいろの話をしながら進めていったわけですがけれども、恐らくいろいろのことが、これから造るよと言っても話はいろいろ出てくると思imasけれども、それらを乗り越えながらみんな先人はやってきたわけですから、一つ将来に向けて話を進めていただきたいと思imas。ぜひその辺、村長のお考えを聞かせていただきたいと思imas。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えいたします。

以前、加藤議員、それから退任した元議員さんから橋の件について質問がございました。その当時、何とかそういったことが工夫すればできる可能性があるかということでありましたけれども、私としては当然、橋を架ける場合には相手、いわゆる沼田市側との調整が必要だということを確認しましたので、沼田の関係者、と言いますのは、そのときの当番の方でしたけれども話をしました。そこはとても道路の整備の予定もないしなかなか難しいという回答をいただいて、その話が頓挫してしまったので、その後動きが取れなかったんですけれども。

沼田市もまた、先ほどご提案がありましたように市長が変わりまして、また市長ともいろんな機会にいろいろと沼田市といろんな事業を連携してやりましょうという中で事業を進めております。その中でも、言われるように市長にも提案をさせていただきました。

それは新橋ということではなくて、二恵橋の架け替えをどうしたらいいかというある村民の方からご提案がありまして、県議に相談したところ、それは沼田市と相談をし、また事務所とも相談をして要望書等々をつくって出して、その上で、今後時間はかかるかもしれないけれども、そういったきっかけづくりは必要ではないかという話を伺っております。

市長にはその話を伝えて、そういうことを村としては取り組みたいんで、市長、相談に乗ってもらえるかと伺ったところ、市長は相談に乗ってくれるということにはなりましたので、担当部局でよく連携をして土木事務所に相談に行けど。いわゆる要望書の出し方の相談ですね、今、準備をこれから始めるところなのですけれども、そこまで何とかこぎ着けてきました。

これは二恵橋になるか、それともまた新橋になるか、私としてはこの二恵橋が今狭くて大型同士のすれ違いができないで待っている状態でありますので、この架け替えが一番可能性としては高いのかなというふうに考えた中で、これから準備を進めてまいりたいと考えておりますので、そういった取組につきましてもそれぞれ皆さんのまたご意見をいただきながら、まだ具体的になっていないので皆さんにまだ相談をしていなかったのですけれども、これから市長ともよくその辺の相談をしながら、前に進むときには皆さんに報告、相談をしながら進めますので、そのときにはご協力いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

橋梁につきましては以上です。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 二恵橋は、これは県道だから村の負担金はねえやね。だけれども、村道といますか市道といますか、村で直接架ける橋というのは今言ったように君河原橋は村道で持っているし、だからそういう形で造るときにぜひ、村長が言ったように土木事務所によく教わって、もう書類を出すんなら出して、採択になるまでに何年かかかりますから早めにいろいろと動いた中で前向きに検討していただきたいと思います。その辺、もう一度ご回答をお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 村道として、また沼田市の市道と連結してということは、なかなか沼田市がそこに乗ってくれないのが現状なのです。ですから、そういう中でお互いの負担が少なくなることであれば、やはりこの架け替えがよろしいんじゃないかと。沼田市も相談に乗ってもらえそうだということなんで、そういうことにさせてもらいましたので。いずれにしても、沼田市とよく相談をしながら、土木事務所の指導を伺いながら進めていけるように努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 橋梁の話は諦めずに毎回聞きますから、ぜひ村長、前向きに検討してくださいね。

次に、幹線道路網の今後の改良について先ほど質問いたしました。村道桂線についてはこの前もちょこっと言ったと思いますけれども、シメギタカシさんの山林が多いようですけれども、村長と良好関係にあるのだからぜひお願いしますよというような話で出したような気がします。農業機械も大型化になり、かなり幅の広いロータリーを後ろにくっつけて走っているような状況ですので、あまり大きな事故が起きないうちにぜひお願いしたいなと思う次第でございます。

それから、七曲赤谷線の運動公園脇なんですけれども、あそこは前々から自分では思っ

ていたんですけれども、赤谷から下がってきて一回下がり切って、もう一回信号に向かって上がるのですよね。だから、あれを削ることによってもっと見通しがよくなって、沢も埋まるからちょうどいいというような感じで、自分じゃいつも雪道通るときにはこのマウンドがなければもう少し楽なんだろうなと考えていたもので、縦断勾配の改良をしていたらみんながもう少しスムーズに通れるんじゃないかなと感じていたわけでございます。

それから、追分古宮線なんですけれども、それは堀さんのうちの前のところが結構急なんですよね。それで、大型バスが通ったときに後ろずずずなんて横浜のバスが来たときにこすってしまったんで、それでぜひこれは改良していただかないと今後あぁいった大型バスがあそこの道路を通るのは無理だなと感じた次第なもので、今回村長にお聞きしたわけでございます。

それから、大坂中野線については、やはり桐久保平を上げて下の県道沼田赤城線から分岐して上がっていく道路の場所を小手先といいますか、頭を振って出てくるというような形で、本当を言えば平面交差が一番望ましいんですけども、平面交差にはならずに変則的な交差点になっているんですけれども、それを含めて、ぜひあそこも二車線に持っていくという計画を早めに立てて、上から二車線で下がれるというような状況がやっぱり欲しいなと思うわけでございます。

これは、雪が降ると、特に除雪をすると道路が狭くなりますので、結局は昭和村の路線として二車線ある路線というのは少ないんですよ。一車線の5メートル道路というのは暫定一車線道路といわれている道路であって、無理して二車線にしているだけであって、本来的には一車線の道路でありますから、それらを考え合わせたときに道路構造令に合っていないめちゃくちゃな道というのが村道桂線であって、あれはカーブがもう本当に厳しいカーブで、大型はもうバスなんか曲がれねえやね、あそこは本当に。

だから、大型車両通行止めという看板を出さなくちゃなんねえような場所だと思うんですけれども、それはそれなりに出すとまた不自由を来すから問題があるんでしょうけれども、スムーズに道路が通れるというような道路はやっぱり道路構造令に合った道路を造ると建設省サイドの道路は道路構造令に基づいたものを造るんですが、農道整備という形で造ったときは緊急的に早くに黒舗装しろという形でやったもので、カーブがきつかったり、

縦断勾配がきつかったりいろいろ不自由があったんですけれども、ここ何十年間は不自由を常と思えば不足なしというようにみんなが不自由と思わなくなってくれたのかなと思っていたんですけれども、やっぱりよく考えるとこれから将来に向けてはたて道がそれぞれ活用されていく場面には非常に二車線あると具合がいいという形になりますんで、村長が将来に向けてのむらづくりの夢の中でどういう道路網を構想しているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） ただいまの質問にお答えいたします。

今の桂坂線、それから大坂中野線ですか、ここは狭くていろいろと交通に支障がある、私も時々には両方通ってみて確認をしておりますので、当然、二車線化ができればこれをすべきだというふうに私自身も思います。その上でこういった事業を進めるには、村単独の事業では待避所を造るぐらいしかなかなかできないというのが現状で、これまで推移してきましたので。

森下赤城原線なんかも今いろんな交付金事業で事業を進めております。2分の1の交付金で国が出してくれる事業等々、当然そういった交付金事業とか補助事業とかそういうものを探してやっぱり単年度で仕上げるんじゃなくても何年かかけて二車線化ができるような取組をまた担当にもよく指示をして研究をさせたいというふうに考えております。

また、古宮追分線の中野の交差点ですけれども、堀さん家の前なんですけれども、一度私も一緒にバスに乗って、けつを擦ってしまった。その後、バスが来たときにはできるだけあそこは通らないで他を迂回して。たまたまあのときのバスはとてもいいバスで、長さもあって、あその形状が一定勾配できて大規模前が上がっているんですね、逆勾配になっているんです。なものですからお尻をちょっと擦ってしまったというような経過があって、とても私も恥をかいた経過があったので、とても残念だなと思っていたんですけれども、あそこは大分表面が劣化をして、近々あそこも舗装の打ち変えをしなければいけないような状況になっております。ですから、そこを改良するときに直せばなと思いますので、あその交差点の改良についてはそういったことで、その機会に直したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

それから、運動公園の前のカルバートですけれども、確かにあそこのカルバートが低い位置に設置されているものですからその高さが下がって、ただ幸いあそこはちょうど角にあってその先にいつてカーブになっているんで、直接カーブでああいう状態じゃないんですけどは思うんですけども、できるだけそういったところの改良が必要に応じて何かの機会にできればなと思うんですけども。今、すぐになかなかそこだけをいじるということがどうかなということがあるんで、そこはまた担当にもよく確認をさせたいと思いますので、お願いいたします。

これで全部回答はできましたでしょうか。大丈夫ですか。

じゃ、そういうことで、いろいろと工夫しながら道路改良を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 私が質問したやつを村長が全部やってくれるとなると、1年間の村の予算を全部継ぎ足しても多分足りないというような感じになりますんで、ぜひ早めに国庫補助に手を挙げて、2分の1の補助をもらいながら道路改良を進めていただければと思う次第でございます。これからも道路改良まだまだありますんで、もうこれでいいんだと満足しないで、ぜひ二車線化に向けてこれからも安全で安心して通れる道路整備を建設課にらせていただいて、やっていただければと思う次第でございますが、もう一度その辺、村長の再答弁をお願いして終わりにしたいと思います。

○議長（片柳悦夫君） 村長。

〔村長 堤 盛吉君発言〕

○村長（堤 盛吉君） 今、答弁させていただいたほかにも、多々道路については改良すべき点がございます。言われるように、全部予算をつぎ込んでも一気にはできっこないのは私も重々承知しております。そういう中で、できる限りいろんなことを工夫しながらという中にはやっぱり補助事業、やっぱり交付金事業、そういったものを利用しなければできない、それには計画をしっかりとつくって国に上げていくということが大変重要だと思っております。ですから、その計画をしっかりとつくった中で、国に上げてまいりたいと考えておりますので、またいろいろの場面でご助言をいただければと思いますんで、よろしくお

願いいたします。

○議長（片柳悦夫君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 要望のないところに査定はなしとよく予算査定のときに言いました。要望するということは計画があるということ、もとい計画に基づいて要望して、なるべくお国のお金だの県のお金を使って村費を大事にして事業施行していただきたいと思えます。そういった意味で、建設課長も国庫補助を使えば必ず会計検査が来ますけれども、会計検査なんて言ったってどの人もみんな大人ですから、お話しすれば分かってもらえますから、恐れることなくやっていただきたいと思えます。

これで、私の一般質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（片柳悦夫君） これにて本日の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（片柳悦夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は6日午前9時30分にかきますから、ご参集願います。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 4時18分散会